

平成 20 年度 島根県公共工事共通仕様書(案) 改定要旨

【共通仕様書 本文】

- ・島根県公共工事共通仕様書(案)(平成 20 年 4 月 1 日施行)は、平成 15 年度以来 5 年ぶりの改定となります。
- ・国土交通省の土木工事共通仕様書(平成 19 年度版)に準拠及び、県独自の規定を盛り込んでいます。

国土交通省の改定経緯

<平成 15 年度改定>

- ・監督責任に係わる仕様書の改定
- ・技術基準類との整合

<平成 17 年度改定>

- ・仕様書の統合
- ・工事工種体系との整合
- ・技術基準類との整合

<平成 19 年度改定>

- ・工事工種体系との整合
- ・技術基準類との整合
- ・一般化している規定の共通仕様書への掲載
- ・工事書類の簡素化への対応

1. 監督責任に係わる仕様書の改定(国 H15 改定)

1.1 改定方針:基本的には請負者の任意事項に対する発注者の介入をなくす

「島根県公共工事請負契約約款 第 1 条 3」

「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。」

上記規定により、工事目的物を完成させるために必要な一切の手段は基本的に請負者の任意によるものとしている。

しかし、発注者と請負者の責任分担が曖昧になっている面が見られることから「基本的には請負者の任意事項に対する発注者の介入をなくす」ことを考えた共通仕様書に改定を行う。

1.2 改定内容

1) 契約図書として規定した主旨とは異なる解釈がなされる条文について、その規定の設定主旨を明確化

(例)

平成 15 年度	平成 20 年度	改訂理由
第 1 編 共通編		
1-1-31 使用人等の管理		
1. 請負者は、使用人等(下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。	削除	(削除) 請負者が行う使用人の管理については、監督職員の監督対象ではないことからこの条文の全体を削除
2. 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。	削除	

- 2) 発注者(監督職員)が請負者に対して直接的に介入する協議・承諾の規定に関して、「基本的には請負者の任意事項に対する発注者の介入をなくす」という視点からその規定内容を改定する。

2-1) 協議に関する改定

共通仕様書に規定された協議の内容は、本来は「設計図書の内容」に関する事項であるが、現在の条文には「施工方法等の請負者の任意に係わる事項」も協議対象として解釈されてしまう可能性があるものもあるため、施工方法等は協議対象外であることを明確にすると共に、協議内容は「設計図書」の内容について行うことを明示することとした。

「設計図書」とは・・・

共通仕様書第1編 第1章総則 第1節総則 1-1-2用語の定義

6.設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(例)

平成15年度	平成20年度	改訂理由
第1編 共通編		
4-4-2 掘削工(切土工)	2-4-2 掘削工	
請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は <u>処置方法について監督職員と協議しなければならない。</u>	請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、 <u>工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</u>	(変更) 協議内容の明確化 規定主旨の明確化 臨機の措置内容の明確化

2-2) 承諾に関する改定

承諾に係わる規定についても、本来の主旨を明確化し、施工方法等の任意事項は承諾事項の対象外であることの明確化を図っている。また、承諾内容は基本的に「設計図書」であることを明確化した。

(例)

平成15年度	平成20年度	改訂理由
第1編 共通編	第1編 共通編	
4-3-3 路体盛土工	2-4-3 路体盛土工	
12.請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により監督職員の承諾を得なければならない。	12.請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、 <u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	(変更) 承諾内容の明確化

3) 「臨機の措置」の明確化

従来は、現場で工事事故・公衆災害等が発生する可能性が生じた場合は「監督職員に処置方法を協議すること」と明記していたが、現場での措置を施してから監督職員へ報告することと改定。

(例)

平成15年度	平成20年度	改訂理由
第1編 共通編		
4-3-2 掘削工(切土工)	2-3-2 掘削工	
請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、そのとった措置をすみやかに監督職員に報告しなければならない。	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。	(変更) 臨機の措置内容の明確化

2. 編の構成変更(国 H17 改定)

国土交通省内の「土木工事」、「港湾工事」及び「空港工事」の3つの共通仕様書の共通部分の統合による改定に伴い、編、章の構成変更を行った。

H15県		H20県	
第1編	共通編	第1編	共通編
		第2編	材料編
		第3編	土木工事共通編
		第4編	港湾・漁港工事共通編
		第5編	空港土木工事共通編(掲載なし)
第2編	河川編	第6編	河川編
第3編	海岸編	第7編	河川海岸編
第4編	砂防編	第8編	砂防編
第5編	ダム編	第9編	ダム編
第6編	道路編	第10編	道路編
第7編	公園緑地編	第11編	公園緑地編
第8編	下水道編	第12編	下水道編
第9編	港湾・漁港編	第13編	港湾・漁港編
		第14編	港湾・漁港海岸編
		第15編	漁場編
第10編	ほ場整備編	第16編	ほ場整備編
第11編	農用地造成編	第17編	農用地造成編
第12編	農道編	第18編	農道編
第13編	開水路・排水路編	第19編	開水路・排水路編
第14編	地すべり防止編	第20編	地すべり防止編
第15編	管路・畑かん施設編	第21編	管路・畑かん施設編
第16編	用排水機場編	第22編	用排水機場編
第17編	頭首工	第23編	頭首工
第18編	ため池編	第24編	ため池編
第19編	施設機械設備及び電気通信設備編	第25編	施設機械設備及び電気通信設備編
第20編	林道編	第26編	林道編
第21編	治山編	第27編	治山編
第22編	漁場編		

3. 工事書類の簡素化への対応(国 H19 改定)

共通仕様書や特記仕様書等の設計図書に基づき、請負業者に対し提出を求めていた書類について、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を図ることを目的とし、提出書類の見直し等工事書類の簡素化に係わる改定を行った。

・**監督職員や検査職員の確認のみでよい書類:** **提出** **提示**

- ・ 工事カルテ受領書
- ・ 安全訓練・安全教育等の実施状況資料

・**提出を不要とした書類:** **提出** **廃止**

- ・ 下請工事検査報告書（県独自）

ただし、建設業法 第24条の4（検査及び引渡し）
 「元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。」

上記建設業法の規定により、下請工事検査は適正に行うこと。また、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

・**施工計画書 使用資材 主要資材への変更**

【改定前】使用する全ての工事材料について「一覧表」の作成、施工計画書に添付

【改定後】使用する主な工事材料について「一覧表」の作成、施工計画書に添付

留意点1: 資材の品質を証明する資料の提出範囲について

使用材料の資料提出の現状：全ての使用材料についてカタログ等の資料を提出しているケースが見られる。 JIS 製品等はカタログの提出は不要

「第2編材料編 第1章一般事項 第2節工事材料の品質及び検査（確認を含む）」の抜粋

1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
2. (省略)
3. (省略)
4. 請負者は、**設計図書**において見本または、品質を証明する資料を監督職員に**提出**しなければならない工事材料については、これを**提出**しなければならない。
5. (省略)
6. 請負者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。

表1-1 指定材料の品質確認一覧

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発成品	

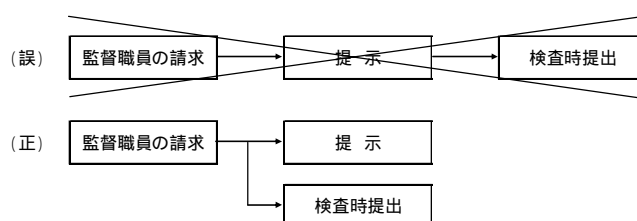
前記により、使用材料の資料の提出は、全ての材料を提出するものではなく、前記規定に基づく材料についてのみ品質を証明するための資料（ミルシート、試験成績表等）を提出する。

その他の材料（JIS 製品等）については、請負者が使用材料の品質を証明する資料を整備・保管した、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示し、必要に応じて検査時に提出しなければならない。

留意点2：上記条文の解釈について(再確認)

「(前略)なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。」

上記の解釈は、下図のように、監督職員の請求により提示した資料をさらに検査時に提出するのではなく、検査時に提出する資料は、別途監督職員の請求があった場合にのみ提出する。



留意点3：提出書類と提示書類について

提出資料の現状：「提示」や「整備・保管」だけを規定している資料等についても提出している、又は発注者が提出させているケースが多く見られる。

「提出」を規定している書類についてのみ資料等を提出すればよい。

「提出」と「提示」の定義の再確認

第1編共通編 1-1-2 用語の定義

17．提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

18．提示とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

「提示」の例

第1編 2-4-1 一般事項 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

3-3-2 工場の選定 請負者は、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

4. 一般化してきている事項の共通仕様書への掲載(国 H19 改定)

特記仕様書、通達等で規定・運用している事項のうち、一般化した共通事項について、共通仕様書に規定した。

< 第1編 共通編 >

1-1-18 建設副産物

2. 産業廃棄物管理票への紙マニフェストに加え、電子マニフェストの追加
3. 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の追加

1-1-30 環境対策

6. 「排出対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及に関する規程」、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」の追加
7. 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「低損音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」の追加
8. 「国等により環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」で定められた特定調達品目の使用を積極的に推進することを追加

1-1-32 交通安全管理

4. 「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」の追加

3-3-2 レディーミクストコンクリート工場の選定

1. JIS 表示認証工場を工場の選定対象に追加：
「請負者は、・・・(省略)・・・または、JIS マーク表示認証工場（改正工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者期間（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、・・・(省略)。」
(参考：2008年9月末で新制度の経過措置期間が終わり、旧 JIS マークは表示できなくなります。)

< 第3編 土木工事共通編 >

2-4-5 場所打杭工

16. H18.3.31 付国官技第 292 号大臣官房技術調査課長通達「オールケーシング工法による場所打杭工について」の追加

2-10-23 足場工（「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく）

工事特記仕様書に規定していたものを共通仕様書に掲載

留意点：共通仕様書改定に伴い、整合を図るため特記仕様書も併せて一部改定しています。

共通仕様書改定に伴う特記仕様書の改定箇所は以下のとおり

【新規追加条文】

- ・施工計画書の記載について
段階確認に関する事項、イメージアップの実施内容、安全・訓練の活動動計画の記載について規定（共通仕様書 1 - 1 - 4 施工計画書の変更に伴う改定）

【削除条文】

- ・埋設物の確認（共通仕様書との内容重複に伴う削除）
- ・土木コンクリート構造物の品質確保について（「共通仕様書施工管理基準品質管理基準 1.セメント・コンクリート」との内容重複に伴う削除）
- ・枠組足場について（共通仕様書への掲載に伴う削除）

5. 工事工種体系との整合(国 H17、19 改定)

工事工種体系の改正に伴う新たな工事工種体系の追加。

(例)

- ・第 6 編 河川編 光ケーブル配管工
- ・第 10 編 道路編 落橋防止装置工
グルーピング工

6. 技術基準類との整合(国 H15、17、19 改定)

共通仕様書は請負者に対する技術的要求事項(施工上の技術的留意点) 使用材料の品質、施工管理上の規格値等)を記述している。

そのため、技術基準の改定状況及び共通仕様書との整合性について確認を行い、条文等の必要な修正を行った。

以下の 12 基準の改定内容の一部について、共通仕様書の条文等に反映を行った。

技術諸基準名	改定年月日
道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編)	平成 14 年 03 月
道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)	平成 14 年 03 月
鋼道路橋塗装・防食便覧	平成 17 年 12 月
舗装施工便覧	平成 18 年 02 月
舗装設計施工指針	平成 18 年 02 月
舗装再生便覧	平成 16 年 02 月
舗装設計便覧	平成 18 年 02 月
トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説	平成 18 年 07 月
コンクリート標準示方書[規準編]	2007 年制定
鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	平成 17 年 04 月
PC フレーム工法設計・施工の手引き	平成 17 年 07 月
地すべり鋼管杭設計要領	平成 15 年 06 月

7. 島根県独自の規定について

島根県独自の規定について主なものを以下に示す。

< 第 1 編 共通編 >

- 1 - 1 - 18 国交省の建設副産物適正処理推進要綱等や県の現状も踏まえた「島根県建設副産物処理要領」の遵守を規定【変更】(国の規定を置換)
- 1 - 1 - 42 工事目的物を除く地形変更等を抑制するため原状回復について規定
- 1 - 1 - 43 技能士の活用を促進するために規定
- 1 - 1 - 44 県内産資材の使用を促進するために規定

< 第 2 編 材料編 >

- 2 - 4 - 1 県策定の「公共工事における木材利用行動計画」に基づき、小径丸太材のスギ、ヒノキの間伐材の使用を規定
- 2 - 6 - 2 県内工事において使用している高炉セメントを規定

< 第 3 編 土木工事共通編 >

- 1 - 1 - 6 段階確認について、県策定「土木工事監督技術基準」の遵守を規定【変更】(国の規定を置換)
- 1 - 1 - 8 品質証明について、県策定「島根県公共工事品質証明実施要領(案)」の遵守を規定【変更】(国の規定を置換)
- 1 - 1 - 10 中間検査について規定(国の技術検査を置換)
- 2 - 3 - 18 境界杭(鉋)工の設置について規定

8. その他主な改訂箇所

【別紙】のとおり

9. 様式の変更について

共通仕様書改定に伴い、以下の様式を更新（技術管理課 HP 掲載済）

【削除様式】下請工事検査報告書

- 【変更様式】
- ・現場発生物件調書（様式第 7 号）
 - ・段階確認書（様式第 5 8 号）
 - ・施工計画書 主要資材一覧表記入例（参考 - 1）
 - ・安全巡視日報（様式名の変更：様式第 6 2 号 参考 - 3）
 - ・巡回点検表（様式名の変更：様式第 6 3 号 参考 - 4）
 - ・施工状況把握票（様式名の変更：様式第 6 5 号 参考 - 5）

【施工管理基準】

- ・島根県公共工事共通仕様書 施工管理基準（平成 20 年 4 月 1 日施行）は、平成 1 6 年度以来 4 年ぶりの改定となります。
- ・国土交通省の土木工事施工管理基準(平成 19 年度版)に準拠及び、県独自の規定を盛り込んでいます。

出来形管理基準及び規格値について

国土交通省の改定経緯

<平成17年度改定>

- ・共通仕様書との整合
- ・各業団体からの意見の反映
- ・関係技術基準および通知文書との整合
- ・新規工種に関する管理基準の追加
- ・誤記・脱字等の修正

<平成19年度改定>

- ・共通仕様書との整合
- ・関係技術基準および通知文書との整合
- ・表現の適正化（図面・記載内容の追加・修正）

1. 共通仕様書との整合(国 H17、19改定)

平成 20 年度島根県公共工事共通仕様書に沿った構成とし、章節条項を整理して工種名等の整合を図った。

2. 関係技術基準及び通知文書との整合(国 H17、19改定)

関係技術基準および参考図書の整理を行い、改定が行われた技術基準については、関連箇所を抽出し改定を行った。

技術諸基準名	改定年月日
道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編)	平成 14 年 03 月
道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)	平成 14 年 03 月
鋼道路橋塗装・防食便覧	平成 17 年 12 月
鋼製砂防構造物設計便覧	平成 13 年 02 月
舗装施工便覧	平成 18 年 02 月
コンクリート標準示方書 [構造性能照査編]	平成 14 年 03 月
道路橋支承便覧	平成 16 年 04 月
落橋防止装置の設計・施工・監督・検査等について	H15.11.14 通知
非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)	

3. 新規工種に関する管理基準の追加(国 H17 改定)

平成 20 年度島根県公共工事共通仕様書の構成変更により新規追加となった工種に対して、追加した。

- ・軽量盛土工
- ・透水性舗装工
- ・落橋防止装置工
- ・光ケーブル配管工
- ・浚渫工(バックホウ浚渫船)
- ・情報ボックス工

4. 島根県独自の規定について

- ・第 3 編土木工事共通編

第 2 章 第 6 節 一般舗装工：県の施工規模の実情に合わせた測定基準及び工事規模としている。

- ・測定基準：厚さについて「1 工事あたり最低 3 箇所とする」を追記。

- ・工事規模の考え方：中規模工事、小規模工事の定義

中規模工事・・・施工面積が 2,000 m²以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン以上

小規模工事・・・施工面積が 2,000 m²未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン未満

品質管理基準及び規格値について

国土交通省の改定方針

関係技術基準及び通知文書との整合

1. 新規追加になった試験項目・試験方法

1. セメント・コンクリート 試験項目に「単位水量測定」を追加
平成 15 年 10 月 2 日付国官技第 185 号「レディーミクストコンクリートの品質確保について」による
2. 現場密度の測定 測定方法に「TS・GPS を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」を追加
3. 工種 3 2「工場製作工（鋼橋用鋼材）」の追加：H8.9.1 通達「鋼橋用鋼材（厚鋼板）の立会の簡素化について」の運用による

2. 削除工種について

「簡易舗装工」の削除：「簡易舗装要綱（S54）の廃刊および「舗装施工便覧（H18）」から「簡易舗装」という概念がなくなったため

3. 島根県独自の規定について

舗装関係工種「工事規模の考え方」中規模以上の工事、小規模工事の定義：
出来形管理基準と同様

4. その他

索引の改善：「工種」による検索から「試験項目」による検索に細分化

（索引例）

工 種	種別	試験区分	試験項目	頁
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	2-1
		その他	骨材のふるい分け試験	2-1
			骨材の密度及び吸水率試験	2-1
			粗骨材のすりへり試験	2-1
			骨材の微粒分量試験	2-1
			砂の有機不純物試験	2-1
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	2-1
			骨材中の粘土塊量の試験	2-1
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	2-1
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	2-1
			セメントの物理試験	2-1
			ポルトランドセメントの化学分析	2-1
			練混ぜ水の水质試験	2-1

写真管理基準及び規格値について

国土交通省の改定方針

工事工種体系や関係基準書の改定に併せて改定する「土木工事共通仕様書」や「出来形管理基準」、「品質管理基準」の内容に整合させて、写真管理基準の見直しを行った。

1. 主な改定箇所

1. 撮影頻度・提出頻度の明記

撮影箇所一覧表及び、出来形管理写真、品質管理写真の全工種に対して撮影頻度、提出頻度を明記。

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	代表箇所 各1枚	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 (掘削後)		

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	コンクリート舗装の場合適用
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
		コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		

「提出頻度」の定義（前文（工事写真の整理方法）9．抜粋）：

(2)・・・(前略)・・・提出頻度とは、請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として提出する枚数を示したもの。

【留意点】撮影頻度 提出写真（提出写真の枚数が大きく減ります。）

2. 前文（写真管理基準（案））の改定

1. (工事写真の整理方法) 9.(3)の追加

「電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。」

2. (電子媒体に記録する工事写真) 10 の追加

「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】】によるものとする。

3. (その他) 12.用語の定義 の追加

2. 島根県独自の規定について

- ・前文（電子媒体に記録する工事写真）10.「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】」
- ・撮影箇所一覧表 区分の一部について、撮影頻度、提出頻度を県独自に規定（以下表下線部が県独自規定）

撮影箇所一覧表					
区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前 適宜 〔着手前〕	着手前 2,3枚 程度	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 適宜 〔完成後〕	施工完了後 2,3枚 程度	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種・種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	設計図書 （工事） の一連の 流れが分 かる程度 に適宜	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 2,3枚 〔施工中 又は後〕	高度技術・創意工夫 社会性等に関する 実施状況の提出資料 に添付

その他

参考様式のHP掲載について：技術管理課 HP より、国土交通省中国地方整備局 HP（<http://www.cgr.mlit.go.jp/>）の参考様式集へのリンクを掲載。ただし、様式は任意であるので、従来の県の参考様式や、業者独自の様式など、使いやすい様式を使用してください。

【別冊2の廃止 参考資料のHP掲載】

別冊2の位置づけ：共通仕様書で規定されている通達、指針、規定等をまとめたもの。

今改定より別冊2を廃止とし、その代替として技術管理課HPに、通達文等が掲載されているサイトのリンク先を掲載します。

4. 島根県公共工事共通仕様書 参考資料		
島根県公共工事共通仕様書に規定している通達、規則、指針等については下記を参照して下さい。		
番号	基準名	ホームページリンク先及びPDF
1	島根県会計規則	島根県HP(総務課) 島根県e検索システム
2	島根県工事検査規則	島根県HP(総務課) 島根県e検索システム
3	島根県建設工事等監督要領(可運用版)について	PDF形式(25KB)
4	島根県建設工事納入品価格管理利用実務要領	島根県HP(土木総務課 建設産策対策室)
5	島根県建設副産物処理要領	島根県HP(技術管理課)
6	建設機械等工安全技術指針	国土交通省HP

(技術管理課 HP より：基準名をクリックすると各サイトにリンクします。)

8. その他主な改正箇所

一 覧 表

1) (本編)

編	名 称	備 考
第1編	共通編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第2編	材料編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第3編	土木工事共通編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第4編	港湾・漁港工事共通編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第5編	空港土木工事共通編(本編に掲載無し)	
第6編	河川編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第7編	河川海岸編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第8編	砂防編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第9編	ダム編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第10編	道路編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第11編	公園緑地編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第12編	下水道編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第13編	港湾・漁港編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第14編	港湾・漁港海岸編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第15編	漁場編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第16編	ほ場整備編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第17編	農用地造成編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第18編	農道編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第19編	開水路・排水路編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第20編	地すべり防止編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第21編	管路・畑かん施設編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第22編	用排水機場編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第23編	頭首工編	共通編に準じた改訂が主であり、説明資料を作成していません
第24編	ため池編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第25編	施設機械設備及び電気通信設備編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第26編	林道編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください
第27編	治山編	改訂要旨説明資料(主要箇所新旧対照表)を参照してください

2) (施工管理基準)

下記の編では、変更点に留意してください。

河川編

別紙のとおり変更に関して留意点があります。

下水道編

H15年度以降に国の出来形管理基準、写真管理基準が制定されたことを受けて、
県H20仕様書でこれを反映させました。

その他の編

各種基準等の変更に基づいた改正が有りますので留意してください。

条文 旧・条文構成（平成15年度）		編章節条	条文 新・条文構成（平成20年度）		区分	改訂理由等 改定理由
第1編		第1編	第1編		1	
共通編			共通編			
第1章		第1章	第1章			
第1節		第1節	第1節			
1-1-1	適用	1-1-1	適用			
1-1-2	用語の定義	1-1-2	用語の定義			
9	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	9	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 <u>なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</u>		新規	
11	質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。	11	質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。		変更	
12	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事においては詳細設計を契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。	12	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。		変更	
14	指示とは、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	14	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。		変更	
16	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	16	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。		変更	
20	通知とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	20	通知とは、発注者又は監督職員と請負者又は現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせること		変更	
21	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。	21	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。 <u>なお、署名または押印が電子的処理でなされ、Eメールにて受発注者パソコンに送受信する電子データも有効とする。ただし、契約約款上提出が明示された書類または発注者が指示した書類は除く。</u>		変更	
24	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が現場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認すること				移動	第3編土木工事共通編へ移動
27	中間検査とは、工事の中途において行う検査（検査規則第2条第1項第5号）をいう。（請負代金の支払いを伴うものを除く）				移動	第3編土木工事共通編へ移動
1-1-6	施工計画書	1-1-4	施工計画書		1	
1	請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	1	請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。			
	この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。		この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。			
(1)	工事概要	(1)	工事概要			
(2)	計画工程表	(2)	計画工程表			
(3)	現場組織表	(3)	現場組織表			
(4)	指定機械	(4)	指定機械			
		(5)	主要船舶・機械		新規	港湾・漁港の統合による変更
(6)	使用資材	(6)	主要資材		変更	「使用」「主要」
(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）			

条文 旧・条文構成（平成15年度）		編章節条	条文 新・条文構成（平成20年度）	区分	改訂理由等 改定理由
				1	
(8)	施工管理計画及び段階確認に関する事項	(8)	施工管理計画		
(4)	安全管理及び安全訓練の活動計画	(9)	安全管理		
(9)	緊急時の体制及び対応	(10)	緊急時の体制及び対応		
(10)	交通管理	(11)	交通管理		
(11)	環境対策	(12)	環境対策		
(12)	現場作業環境の整備及びイメージアップの実施内容	(13)	現場作業環境の整備		
(13)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		
(14)	その他	(15)	その他		
2.	薬液注入工事は着手前に、詳細な施工計画書を提出するものとする。 なお、次の事項について施工計画打合せ時に甲乙で確認するも			削除	「薬液注入工事に係る施工管理等(H2.9.18)」に記載あり
1)	工法関係			削除	
1.	注入圧			削除	
2.	注入速度			削除	
3.	注入順序			削除	
4.	ステップ長			削除	
2)	材料関係			削除	
1.	材料（購入、流通経路等を含む。）			削除	
2.	ゲルタイム			削除	
3.	配合			削除	
3.	イメージアップの実施に当たっては、工事規模、地域状況等を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。			削除	
1-1-7	工事カルテ作成、登録	1-1-5	工事カルテ作成、登録	1	
	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）		請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）	変更	
			<u>変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</u>	新規	変更時登録について追加記述
	また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。		また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	変更	書類の簡素化 「提出」「提示」
		6.	<u>請負者は、提供を受けた用地を工事に用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</u>	新規	
1-1-15	調査・試験に対する協力	1-1-12	調査・試験に対する協力		
		5.	<u>請負者は、当該工事が「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」に基づく調査に協力しなければならない。</u>	新規	「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」に基づく調査の追加
		6.	<u>請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。</u>	新規	

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
		編章節条		区分	改定理由
				1	
			また、請負者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	新規	
1 - 1 - 18	工期変更	1 - 1 - 15	工期変更		
		5 .	請負者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。	新規	
1 - 1 - 19	支給材料及び貸与品	1 - 1 - 16	支給材料及び貸与品		
		7 .	請負者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	新規	
		8 .	請負者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	新規	
		9 .	支給材料及び貸与品の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	新規	
1 - 1 - 20	工事現場発生品	1 - 1 - 17	工事現場発生品		
		2 .	請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。	新規	
1 - 1 - 21	建設副産物	1 - 1 - 18	建設副産物	1	
2 .	請負者は、産業廃棄物が排出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。	2 .	請負者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。	変更	
3 .	請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	3 .	請負者は、島根県建設副産物処理要領（島根県総務部長・農林水産部長・土木部長通知、平成19年3月20日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	変更	県通知に変更
6 .	請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。	6 .	請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。	変更	具体的な様式の追加
1 - 1 - 25	竣工検査	1 - 1 - 20	竣工検査		
		6 .	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。	新規	
1 - 1 - 29	施工管理	1 - 1 - 23	施工管理		
1 .	請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。	1 .	請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	変更	
		2 .	監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とする。	新規	
		(1)	工事の初期で作業が定常的になっていない場合	新規	
		(2)	管理試験結果が限界値に異常接近した場合	新規	
		(3)	試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	新規	
		(4)	前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	新規	
		3 .	請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。	新規	

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
		編章節条		区分	改定理由
			4. <u>請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</u>	1 新規	
			5. <u>請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。</u>	新規	
			6. <u>請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</u>	新規	
			7. <u>請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。</u>	新規	
		1 - 1 - 25	<u>工事関係者に対する措置請求</u>	新規	措置請求の判断基準の明確化
			1. <u>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>	新規	措置請求の判断基準の明確化
			2. <u>発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>	新規	措置請求の判断基準の明確化
1 - 1 - 32	工事中の安全確保	1 - 1 - 26	工事中の安全確保	1	
			19. <u>請負者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに通知し、提示を受けるものとする。</u>	新規	
1 - 1 - 33	爆発及び火災の防止	1 - 1 - 27	爆発及び火災の防止	1	
			2. <u>請負者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。</u>	新規	
			(1) <u>請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に提出しなければならない。</u>	新規	
1 - 1 - 36	環境対策	1 - 1 - 30	環境対策	1	
		4～7	(要約) ・ 廃油、廃材、残材等の適切な処理をしなければならない。 ・ 排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。他	新規	港湾・漁港の統合による変更
			8. <u>請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</u>	新規	グリーン購入法の積極的な推進を明確化
1 - 1 - 38	交通安全管理	1 - 1 - 32	交通安全管理	1	
			3. <u>請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。</u>	新規	

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
		編章節条		区分	改定理由
				1	
		9.	請負者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	新規	港湾・漁港の統合による変更
		10.	請負者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。	新規	港湾・漁港の統合による変更
		11.	請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。	新規	港湾・漁港の統合による変更
		1 - 1 - 33	施設管理	新規	発注者が管理する施設への請負者の協議権の明確化
			請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	新規	発注者が管理する施設への請負者の協議権の明確化
1 - 1 - 42	工事測量	1 - 1 - 37	工事測量		
		5.	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。	新規	
1 - 1 - 44	不可抗力による損害	1 - 1 - 38	不可抗力による損害		
		(1)	波浪、高潮に起因する場合	新規	港湾・漁港の統合による変更
			波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	新規	港湾・漁港の統合による変更
(1)	降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。	(2)	降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。		
			連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上	新規	
			その他設計図書で定めた基準	新規	基準の明記
		(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合	新規	
1 - 1 - 46	保険の付保及び事故の補償	1 - 1 - 40	保険の付保及び事故の補償		
		1.	請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	新規	港湾・漁港の統合による変更
		2.	請負者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	新規	港湾・漁港の統合による変更
		1 - 1 - 41	臨機の措置	新規	臨機の措置内容の明確化
		1.	請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。	新規	臨機の措置内容の明確化
		2.	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することが	新規	臨機の措置内容の明確化
第4章	土 工	第2章	土 工	移動	共通編の改編による変更
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
			国土開発技術研究センター 河川土木マニュアル参考資料（平成19年7月）	新規	適用すべき諸基準の追加

条文 旧・条文構成（平成15年度）		編章節条	条文 新・条文構成（平成20年度）	区分	改訂理由等 改定理由
			国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）	新規	適用すべき諸基準の追加
			国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	新規	適用すべき諸基準の追加
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工		
4-3-2	掘削工（切土工）	2-3-2	掘削工	移動	共通編の改編による変更 工種体系の変更により条文修
3.	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、そのとった措置をすみやかに監督職員に報告しなければならない。	3.	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、 <u>工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。</u>	変更	臨機の措置内容の明確化
4-3-3	盛土工	2-3-3	盛土工	移動	共通編の改編による変更
8.	請負者は、盛土工の作業中、沈下等の有害な現象のあった場合に、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。	8.	請負者は、盛土工の作業中、 <u>予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</u>	変更	協議内容の明確化 規定主旨の明確化 臨機の措置内容の明確化
17.	請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中予期しない地盤の沈下又は滑動等が生ずるおそれがある場合には、 <u>工事を中止し、処置方法について監督職員と協議しなければならない。ただし、請負者は、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。</u>	16.	請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、 <u>予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。</u>	変更	協議内容の明確化 規定主旨の明確化
第4節	道路土工	第4節	道路土工		
4-4-1	一般事項	2-4-1	一般事項	移動	共通編の改編による変更
	表4-3 土及び岩の分類表			削除	表4-1と同一のため、削除
5.	請負者は、工事箇所 ^に 工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、 <u>処置方法等を監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は、応急措置をとった後、そのとった措置をすみやかに監督職員に報告しなければならない。</u>	5.	請負者は、工事箇所 ^に 工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような <u>予期できなかった</u> 湧水が発生した場合には、 <u>工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。</u>	変更	協議内容の明確化 規定主旨の明確化 臨機の措置内容の明確化
4-4-2	掘削工（切土工）	2-4-2	掘削工	移動	共通編の改編による変更 工種体系の変更により条文修
1.	請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は <u>処置方法について監督職員と協議しなければならない。</u>	1.	請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、 <u>工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</u>	変更	協議内容の明確化 規定主旨の明確化 臨機の措置内容の明確化
3.	請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、 <u>その処置方法について監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督職員に報告しなければなら</u>	3.	請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、 <u>工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。</u>	変更	臨機の措置内容の明確化
4-4-3	路体盛土工	2-4-3	路体盛土工	移動	共通編の改編による変更
11.	請負者は、盛土工作業中、沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について監督職員と協議しなければならない。	11.	請負者は、路体盛土工作業中、 <u>予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に報告しなければなら</u>	変更	協議内容の明確化 規定主旨の明確化 臨機の措置内容の明確化
4-4-4	路床盛土工	2-4-4	路床盛土工	移動	共通編の改編による変更
9.	請負者は、路床盛土工作業中、沈下等の有害な現象のあった場合に <u>その処理方法について監督職員と協議しなければならない。</u>	9.	請負者は、路床盛土工の作業中、 <u>予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督職員に報告しなければなら</u>	変更	協議内容の明確化 規定主旨の明確化 臨機の措置内容の明確化

条文 旧・条文構成(平成15年度)		編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改訂理由等 改定理由
		第5節	港灣・漁港土工	新規	港灣・漁港の統合による変更
第5章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	移	
第1節	適用	第1節	適用		
3	5-3-1. 請負者は、コンクリートの使用に当たってアルカリ骨材反応を抑制するため次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、(1)、(2)を優先する	4	4. 請負者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)および「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」(国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。	変更	アルカリ骨材反応抑制対策の改正に伴う変更
	5-3-2	第3節	レディーミクストコンクリート	移動	港灣・漁港の統合による変更
第9編 第7章 第2節	レディーミクストコンクリート				
第9編 7-2-2	工場の選定	3-3-2	工場の選定	移動	港灣・漁港の統合による変更
5-3-2 1.	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	1.	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	変更	通達による修正 品質試験を行う技術者の明確化
第9編 第7章 第5節	運搬打設工	第6節	運搬・打設	移動、変更	港灣・漁港の統合による変更
5-3-6	運搬				
5-3-7	コンクリート打込み				
第9編 7-5-4	打設	3-6-4	打設	移動	港灣・漁港の統合による変更
5-3-7 12.	請負者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、請負者は、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m以下とするものとする。	12.	請負者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、請負者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	移動、変更	基準書との整合 港灣・漁港の統合による変更
5-3-10	表面仕上げ	3-6-8	表面仕上げ	移動、変更	港灣・漁港の統合による変更
第9編 7-5-8	表面仕上げ				
		1.	請負者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。	新規	
		2.	請負者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。	新規	
		3.	請負者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。	新規	

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
		編章節条		区分	改定理由
5 - 6 - 5	水中コンクリート	第12節	水中コンクリート	1	港湾・漁港の統合による変更
第9編 第7章 第11節	水中コンクリート			移動、変更	

編章節条	条文		条文		改訂理由等	
	旧・条文構成(平成15年度)	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	編章節条	区分	改訂理由
第1編 第2章	材 料 編	第2編	材 料 編	第2章	1	
第5節	骨 材	第3節	土木工事材料	骨 材	移動、変更	共通編の改編による変更
2-5-2	セメントコンクリート用骨材	2-3-2	セメントコンクリート用骨材	セメントコンクリート用骨材	新規	共通編の改編による変更
5.	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%とし、その他の場合は40%とするものとする。	5.	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	移動、変更	
2-5-3	アスファルト舗装用骨材	2-3-3	アスファルト舗装用骨材	アスファルト舗装用骨材	1	
4.	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-11によるものとする。	4.	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鉄スラグ、クラッシュラン製鉄スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJISA 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鉄スラグ、クラッシュラン製鉄スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJISA 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	変更	基準書との整合
2-5-5	フィラー	2-3-5	フィラー	フィラー	1	
1.	石粉は、石灰岩粉末又は、火成岩類を粉砕したものとする。石粉及びフライアッシュは、水分1.0%以下で微粒子の団粒となったものを含まないものとする。	1.	フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	変更	基準書との整合
			3.	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-14に適合するものとする。	新規	基準書との整合
2-5-6	安定材	2-3-6	安定材	安定材	1	
3.	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)の規定に適合するものとする。	3.	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号および1号)、消石灰(特号および1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号および1号)、消石灰(特号および1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	変更	基準書との整合
第7節	鋼 材	第5節	鋼 材	鋼 材	移動、変更	
2-7-14	鉄線じゃかご 鉄線じゃかごは、以下の規格に適合するものとする。	2-5-14	鉄線じゃかご 鉄線じゃかごは、以下の規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	鉄線じゃかごは以下の規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	変更	表記の変更
第9節	セメントコンクリート製品	第7節	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品	移動、変更	共通編の改編による変更
				請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	変更	表記の変更
第10節	瀝青材料	第8節	瀝青材料	瀝青材料	移動、変更	共通編の改編による変更
2-10-1	一般瀝青材料	2-8-1	一般瀝青材料	一般瀝青材料		
			4.	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2-23の規格に適合するものとする。	新規	表記の変更
				表2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	新規	表記の変更
第13節	塗 料	第11節	塗 料	塗 料	移動、変更	共通編の改編による変更
2-13-1	一般事項	2-11-1	一般事項 JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)	一般事項 JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)	新規	新規JISの追加(JPMS26 リン酸塩系さび止めペイントが、JIS K 5674として規格化されたことに伴い追加)

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
編章節条		編章節条		区分	改定理由
		第3編	土木工事共通編	新規	共通編の改編による変更
		第1章	総則	新規	共通編の改編による変更
		第1節	総則	新規	共通編の改編による変更
第1編 第1章	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	1-1-6	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	移動	
1-1-2.2	6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。	6.	段階確認は、 <u>土木工事監督技術基準（平成20年4月島根県土木部）の規定によるものとする。</u>	移動、変更	共通編の改編による変更 別途規定によるものに変更
		1-1-1.	工事完成図書 の納品 請負者は、 <u>工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。</u>	新規	
			<u>工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）</u>	新規	
			<u>施工計画書</u>	新規	
			<u>完成図面</u>	新規	
			<u>工事写真</u>	新規	
			<u>工事履行報告書</u>	新規	
			<u>段階確認書</u>	新規	
		2.	請負者は、 <u>電子媒体での提出の場合は、島根県が別途定める電子納品ガイドラインによるものとする。</u>	新規	電子納品に関する規定を追加
		1-1-15	創意工夫	新規	
			請負者は、 <u>自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出する事が出</u>	新規	
第3章	一般施工	第2章	一般施工	変更	共通編の改編による変更
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	1	
			労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	新規	基準の追加
			厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成15年)	新規	基準の追加
第3節	共通的工程	第3節	共通的工程	1	
3-3-5	法枠工	2-3-	法枠工		
4.	請負者は、 <u>法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険のないように除去しなければならない。</u>	4.	請負者は、 <u>法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しな</u>	変更	規定の主旨の明確化 他条文規定との整合
14.	請負者は、 <u>植生ネット工の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。</u>	14.	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	変更	積算体系の変更
(1)	請負者は、 <u>ネットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。</u>	(1)	請負者は、 <u>シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。</u>	変更	積算体系の変更
(2)	請負者は、 <u>ネットの荷重によってネットに破損が生じないように、ネットを取付けなければならない。</u>	(2)	請負者は、 <u>シート、マットの荷重によってシート、マットに破損が生じないように、ネットを取付けなければならない。</u>	変更	積算体系の変更
15.	請負者は、 <u>種子帯の施工にあたり、種子帯の切断が生じないように施工しなければならない。</u>	15.	請負者は、 <u>植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。</u>	変更	積算体系の変更
16.	請負者は、 <u>種子帯の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。</u>	16.	請負者は、 <u>植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。</u>	変更	積算体系の変更
3-3-14	桁製作工	2-3-	桁製作工	変更	共通編の改編による変更
1.	製作加工については、 <u>下記の規定によるものとする。</u>	1.	製作加工については、 <u>下記の規定によるものとする。</u>		
(3)	溶接施工	(3)	溶接施工		

条文 編章節条		条文 編章節条		改訂理由等	
旧・条文構成（平成15年度）		新・条文構成（平成20年度）		区分	改定理由
	請負者は、溶接について必要な継手性能を満足するよう、次の事項を記載した施工計画書を提出した上で施工しなければならない。		請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を記載した施工計画書を提出した上で施工しなければならない。	変更	道示（H14.3）P437による変更
		3.)	溶接作業者の保有資格	新規	道示（H14.3）P437による変更
		4.)	継手の形状と精度	新規	道示（H14.3）P437による変更
		5.)	溶接環境や使用設備	新規	道示（H14.3）P437による変更
		6.)	溶接施工条件や留意事項	新規	道示（H14.3）P437による変更
		7.)	溶接部の検査方法	新規	道示（H14.3）P437による変更
		8.)	不適合品の取り扱い	新規	道示（H14.3）P437による変更
2.	ボルトナット	2.	ボルトナット		
(3)	仮組立て時のボルト孔の精度	(3)	仮組立て時のボルト孔の精度		
			請負者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	新規	
3-3-15	工場塗装工	2-3-	工場塗装工	変更	共通編の改編による変更
		11.	中塗り、上塗り	新規	工場塗装における中塗り、上塗りの規定を追加
		(1.)	請負者は、中塗り、上塗りにあたって、被塗表面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	新規	工場塗装における中塗り、上塗りの規定を追加
		(2.)	請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。	新規	工場塗装における中塗り、上塗りの規定を追加
第4節	基礎工	第4節	基礎工		
3-4-5	場所打杭工	2-4-	場所打杭工	移動	共通編の改編による移動
		16.	請負者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。	新規	通達による修正
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工	1	
3-6-2	アスファルト舗装の材料	2-6-	アスファルト舗装の材料	移動	共通編の改編による移動
		15.	剥離防止対策	新規	
		(1.)	フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3%を標準とする。	新規	舗装施工便覧(p108)との整合
15.	剥離防止剤を使用する場合は、剥離防止剤の使用量をアスファルト全質量に対して0.3以下とする。	(2.)	剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以上とする。	変更	舗装施工便覧(p108)との整合
第9節	構造物撤去工	第9節	構造物撤去工	1	
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	防護柵撤去工	新設	道路施設の細分化
1.	請負者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	1.	請負者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	変更	道路施設を細分化
2.	請負者は、道路施設の撤去に際して、損傷等の悪影響が生じた場合に、その措置について監督職員と協議しなければならない。			削除	協議の明確化
3.	請負者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	2.	請負者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	変更	道路施設を細分化

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
編章節条		編章節条		区分	改定理由
4.	請負者は、側溝・街渠、集水柵・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない			移動	2-9-8排水構造物撤去工へ移動
		3.	請負者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない	新規	関連条文に準拠し追加
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	標識撤去工	新設	道路施設の細分化
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	道路付属物撤去工	新規	道路施設を細分化
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	プレキャスト擁壁撤去工	新規	道路施設を細分化
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	排水構造物撤去工	新規	道路施設を細分化
		2-9-	かご撤去工	新規	かご撤去工の場合の明確化
		9			
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	落石雪害防止撤去工	新規	道路施設を細分化
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	ブロック舗装撤去工	新規	道路施設を細分化
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	縁石撤去工	新規	道路施設を細分化
3-9-4	道路施設撤去工	2-9-	冬季安全施設撤去工	新規	道路施設を細分化
		2-9-	運搬処理工	新規	
		1.	工事の施工に伴い生じた工事現場発生産品については、第1編1-1-17工事現場発生産品の規定による	新規	共通編の改編による変更
第10節	仮設工	第10節	仮設工	1	
		2-10-	砂防仮締切工	新規	
		1.	請負者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工し	新規	共通編の改編による変更
		2.	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	新規	共通編の改編による変更
		3.	土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	新規	共通編の改編による変更
		4.	コンクリート締切工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	新規	共通編の改編による変更
		2-10-	足場工	新規	
			請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省策定）」に基づく動きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。	新規	工事特記仕様書第28条を共通仕様書に規程
		第11節	軽量盛土工	新規	
		2-11-	一般事項	新規	
			本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	新規	
		2-11-	軽量盛土工	新規	
		1.	請負者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。	新規	EPS工法（発砲スチロール土木工法開発機構）を参考
		2.	請負者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	新規	
		3.	請負者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	新規	
		4.	請負者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。	新規	

島根県公共工事共通仕様書 H20年度版 新旧対応表

条文 旧・条文構成（平成15年度）		条文 新・条文構成（平成20年度）		改訂理由等	
編章節条		編章節条		区分	改定理由
		5.	請負者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。	新規	
		6.	請負者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。	新規	

条文		編章節条		改訂理由等	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
第4編	砂防編	第8編	砂防編	1	
第1章	砂防ダム	第1章	砂防えん堤	変更	工種体系の変更による条文修正
1-6-6	かご工	1-4-7	かご工		
		1.	請負者は、かご工の継かごを行う場合、施工の順序、継目の位置及び継目処理について、施工計画書に記載しなければならない。	新規	かご工の規定を明確化
3.	請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	2.	請負者は、布設に当たり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石の際、法肩及び法尻の屈折部が特に偏平にならないように留意しなければならない。	変更	かご工の規定を明確化
2.	請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	3.	請負者は、詰石後、かごを形成するものと同一規格の鉄線をもって、開口部を緊結しなければならない。	新規	かご工の規定を明確化
6.	請負者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	4.	請負者は、水中施工など特殊な場合について、その施工方法について施工計画書に記載しなければならない。	変更	
		5.	請負者は、堅固で風化その他の影響を受けにくい良質なものを、詰石材として使用しなければならない。	新規	かご工の規定を明確化
2.	請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	6.	請負者は、外周りになるべく大きい石を選び、かごの先端から逐次詰め込み、空隙が少なくなるように充填しなければならない。	変更	かご工の規定を明確化
1.	請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、おおむね15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。	7.	請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石について、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。		
		8.	請負者は、じゃかご間の連結について、設計図書に示す場合のほか、法長1mごとにじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。	新規	かご工の規定を明確化
4.	請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。	9.	請負者は、じゃかごの連結について、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格鉄線で緊結しなければならない。		
5.	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	10.	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。		
7.	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項に準じて施工しなければならない。	11.	請負者は、ふとんかご、その他の異形かごについて、本項1から5に準じて施工しなければならない。	変更	かご工の規定を明確化
		12.	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石について、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	新規	かご工の規定を明確化

条文		改訂理由等			
編章節条	旧・条文構成(平成15年度)	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由
1-4-3	コンクリートダム本体工	1-6-4	コンクリートえん堤本体工	変更	工種体系の変更による条文修正
1.	請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	1.	請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。		
2.	請負者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均させなければならない。	2.	請負者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均させなければならない。		
3.	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。	3.	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。		
4.	請負者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。 <u>長年にわたって打ち止めておいたコンクリートに打ち継ぐときは、</u> <u>チッピング等を行い、表面を粗にして、新しいコンクリートが密着するよう処置しなければならない。</u>	4.	請負者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。 <u>また、コンクリート標準示方書(2002年制定)〔施工編〕により施工することとし、下記の事項について留意すること。</u>	変更	コンクリート標準示方書(2002年制定)〔施工編〕を追記
<p>(第8編 第1章 第6節 1-6-4 5 説明資料)</p>		(1)	水平面の打継目は、ある程度コンクリートが凝結した時点で高圧水でレイタンスを除去し、粗骨材を露出する。(コンクリート表面に小さな凹凸をつける) <u>なお、打継外面の美観等を考慮して、側面から10cm部分はコテ仕上げとする。</u>	新規	水平面の打継目の処理について、詳細に明記
		(2)	水平面のチッピングは凍害を受けた場合とか、欠陥があるときに行う。	新規	水平面の打継目の処理について、詳細に明記
		(3)	えん堤完成後、改築や修繕に伴い嵩上げとか腹付けを行う場合は、チッピング等を行い、表面を粗にして、新しいコンクリートが密着するよう処置しなければならない。	変更	長年を詳細に明記
		5.	砂防えん堤の鉛直打継目の処理について、施工途中(経年的なものも含む)の水通し断面確保等のための施工型枠を使用した箇所は、コンクリート標準示方書(2002年制定)〔施工編〕により施工を行うものとする。 <u>また、下記の事項について、留意すること。</u>	新規	砂防えん堤の継続工事における打継目処理については、従来から長年打ち止めておいた工事以外は、チッピングは行わない基本方針としていたが、他県の状況(中国4県は全てチッピングを行っている。山口県では、鉛直打継目から漏水があったため、チッピングを行うよう方針変換した。)国の状況(大山砂防でもチッピングを行っている。)等から、チッピングを行うこととした
		(1)	伸縮目地部以外の鉛直打継目は、コンクリートを打ち継ぐ前に原則チッピングを行う	新規	
		(2)	打継外面の美観等を考慮して、側面から10cm部分はチッピングをしない	新規	
		(3)	伸縮目地部のチッピングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新コンクリートを打設する。	新規	
		(4)	チッピングにより緩んだ骨材粒が打継面に残った場合、構造上の弱点となりやすいため、監督職員はチッピングが適切に行われているか適宜確認を行う	新規	
<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伸縮目地部以外の鉛直打継目は、コンクリートを打ち継ぐ前に原則としてチッピングを行う。 打継外面の美観等を考慮して、側面から10cm部分はチッピングをしない。 伸縮目地部のチッピングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新コンクリートを打設する。 チッピングにより緩んだ骨材粒が打継面に残った場合、構造上の弱点となりやすいため、監督職員はチッピングが適切に行われているか適宜確認を行う。 		5.	請負者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。	変更	共通編の改編による変更
<p>平成18年3月28日付 砂第1237号より抜粋</p>		6.			

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
第6編	道路編	第10編	道路編	移動	道路編の改編による変更
第1章	道路改良	第1章	道路改良	1	
第2節	適用すべき諸基準			1	
	国土開発技術研究センター P.Cボックスカルバート道路理設指針			削除	関係業協会の自主管理による
	全国ボックスカルバート協会 プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル			削除	関係業協会の自主管理による
	建設省 道路遮音壁設置基準			削除	実態と整合
	日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	変更	改定による名称の変更 適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
			日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	新規	基準書の追加
			日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	新規	基準書の追加
第4節	法面工	第4節	法面工		
1-4-5	アンカー工	1-4-6	アンカー工		
9.	請負者は、アンカー材を所定の位置に正確に挿入しなければならない。	9.	請負者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。	変更	H15改定 グランドアンカー設計・施工基準、同解説
11.	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。	11.	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。	変更	H15改定 グランドアンカー設計・施工基準、同解説
12	請負者は、アンカー足場を設置する場合、堅固な地盤に規定するものとし、削孔機械による荷重に耐えうる構造のものを設置しなければならない。			削除	任意事項の明確化
1-4-6	プレキャスト法枠工			削除	工種体系の変更に伴う削除
1.	請負者は、P.C法枠工の施工順序を施工計画書に記載しなければならない。			削除	工種体系の変更に伴う削除
2.	請負者は、P.C法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。			削除	工種体系の変更に伴う削除
3.	請負者は、P.C法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。			削除	工種体系の変更に伴う削除
4.	請負者は、プレキャストコンクリート板の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は、落下の危険のないように除去しなければならない。			削除	工種体系の変更に伴う削除
5.	請負者は、基面とプレキャストコンクリート板の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、がたつきがないように施工しなければならない。			削除	工種体系の変更に伴う削除
6.	アンカー工の施工については、第6編1-4-5アンカー工の規定によるものとする。			削除	工種体系の変更に伴う削除
7.	請負者は、プレキャストコンクリート板の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は、落下の危険のないように除去しなければならない。ジョイント部の接続又は目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。			削除	工種体系の変更に伴う削除

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
1 - 4 - 7	かご工	1 - 4 - 7	かご工		
			<u>かご工の施工については、第8編1-4-7かご工の規定によるものとする。</u>	新規	同内容のため引用条文とする
第8節	排水構造物工（小型水路工）	第8節	排水構造物工（小型水路工）		
1 - 8 - 7	場所打水路工	1 - 8 - 7	場所打水路工		
		<u>1 - 8 - 8</u>	<u>排水工（小段排水・縦排水）</u>	新規	6-1-3（国H15） 側溝工の1,2参考
		1.	<u>請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</u>	新規	6-1-3（国H15） 側溝工の1,2参考
		2.	<u>請負者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。</u>	新規	6-1-3（国H15） 側溝工の1,2参考
第2章	舗装	第2章	舗装	1	
第3節	舗装工	第3節	舗装工		
2 - 3 - 1	一般事項	2 - 3 - 1	一般事項		
1.	本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	1.	本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、 <u>透水性舗装工</u> 、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	変更	透水性舗装工の追加
		2 - 3 - 8	<u>透水性舗装工</u>	新規	
		1.	<u>透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。</u>	新規	
		2.	<u>ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-5を標準とし、表2-6に示す目標値を満足するように決定する。</u> <u>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</u>	新規	
			表2-5 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	新規	
			表2-6 ポーラスアスファルト混合物の目標値	新規	
2 - 3 - 8	グースアスファルト舗装工	2 - 3 - 9	グースアスファルト舗装工	変更	
1.	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、1種ケレン（プラスト処理）を施すものとする。	1.	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、 <u>鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。</u>	変更	意見による対応
第5節	防護柵工	第7節	防護柵工	1	
		2 - 7 - 5	<u>ボックスビーム工</u>	新規	
		1.	<u>請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</u>	新規	

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
		2.	請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	新規	
		3.	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督職員と設計図書に関して協議して定めなければならない。	新規	
		4.	請負者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	新規	
		第10節	道路植栽工	移動・変更	共通編の改編による変更
2 - 7 - 6	道路植栽工	2 - 10 - 3	道路植栽工	1	
1.	請負者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。 また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。	1.	請負者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。 また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。		
	なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、完全な養生をし速やかに植えなければならない。		なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。	変更	意見による対応
6.	請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。	6.	請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。		
(1)	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。	(1)	請負者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。	変更	意見による対応
(2)	樹木植え付けは、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものは除去しなければならない。	(2)	植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。	変更	意見による対応
(3)	植付けは、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。	(3)	樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。	変更	意見による対応
第3章	橋梁下部	第3章	橋梁下部	1	
第1節	適用	第1節	適用	1	
		5.	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、次によるものとする。	新規	通達により追加
		(1)	請負者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	新規	通達により追加
		(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行うものとし、試験結果の判定は要領(案)中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。	新規	通達により追加
		(3)	本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。	新規	通達により追加
		(4)	要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	新規	通達により追加

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成(平成15年度)	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由
第4章	鋼橋上部	第4章	鋼橋上部	1	
第3節	工場製作工	第3節	工場製作工	1	
4-3-2	材 料	4-3-2	材 料	1	
		5.	<u>C02ガスシールドアーク溶接に用いるC02ガスは、できるだけ水分の少ないJIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された3種のものを使用しなければならない。</u>	新規	道示 鋼橋編の解説の記述を引用
5.	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	6.	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	変更	新規追加に伴う数字の変更
		(4)	<u>請負者は、塗料の可使時間は、表4-4の基準を遵守しなければならない。</u>	新規	引用文の追加
第4節	鋼橋架設工	第4節	鋼橋架設工	1	
4-4-10	現場継手工	4-4-11	現場継手工	1	
3.	<u>ボルトの締付けについては、下記の規定によらなければならない。</u>	3.	<u>ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。</u>	変更	引用文の修正
(4)	ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるものとする。	(4)	ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるものとする。		
			<u>ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。</u>	新規	適用基準の明確化
第5節	橋梁現場塗装工	第5節	橋梁現場塗装工	1	
4-5-3	現場塗装工	4-5-3	現場塗装工	1	
8.	<u>請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。</u>	8.	<u>請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m²以上の時は水洗いするものとする。</u>	変更	基準書の改訂
	<u>塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m²以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議するものとする。</u>			変更	同上
15.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。	15.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを3.0μm塗布するものとする。	変更	基準書の改訂(鋼道路橋塗装・防食便覧P. -35)
第5章	コンクリート橋上部	第5章	コンクリート橋上部	1	
第1節	適 用	第1節	適 用	1	
		5.	<u>コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、次によるものとする。</u>	新規	通達により追加
		(1)	<u>請負者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。</u>	新規	通達により追加
		(2)	<u>非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとし、試験結果の判定は要領(案)中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。</u>	新規	通達により追加
		(3)	<u>本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</u>	新規	通達により追加
		(4)	<u>要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u>	新規	通達により追加
第4節	コンクリート主桁製作工	第4節	PC橋工	変更	工種体系の変更に伴う追加
5-4-2	プレテンション桁購入工	5-4-2	プレテンション桁製作工(購入工)	変更	製作工の追加

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成(平成15年度)	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由
1.	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、 <u>JIS 認定工場</u> において製作したものを 用いなければならない。	1.	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、 <u>JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場</u> において製作したものを 用いなければならない。	変更	通達に伴う変更
5 - 4 - 3	ポストテンション工(L)桁製作工	5 - 4 - 3	ポストテンション桁製作工	変更	工種体系の変更に伴う変更
4.	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。 グラウトは膨張率が10%以下の配合とするものとする。 グラウトのブリーディング率は、3%以下とするものとする。	4.	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。 グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。 グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。	変更	基準値の変更
(4)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。	(4)	<u>グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。</u>	変更	グラウト施工に関する記述の明確化
		(5)	<u>グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</u>	変更	グラウト施工に関する記述の明確化
(5)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように行うものとする。	(6)	<u>寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5 以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。</u>	変更	新規追加に伴う号数字の変更 グラウト施工に関する記述の明確化
		7.	<u>プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。</u>	新規	基準書に伴う追加
		(1)	<u>PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するものでなければならない。</u>	新規	基準書に伴う追加
		(2)	<u>使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。</u>	新規	基準書に伴う追加
		(3)	<u>被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるものでなければならない。</u>	新規	基準書に伴う追加
		(4)	<u>プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。</u>	新規	基準書に伴う追加
第6章	トンネル(NATM)	第6章		1	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	1	
	日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説		日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月)		
	土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月)		
	土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)		
			土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	新規	意見による対応
	建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針		建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理) (平成17年6月)	変更	意見による対応
第5節	覆工	第5節	覆工	1	
6 - 5 - 3	覆工コンクリート工	6 - 5 - 3	覆工コンクリート工	1	
		3.	<u>請負者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。</u>	*新規	基準書の改訂

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
		6.	請負者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	*新規	基準書の改訂
		9.	請負者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破壊しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確認し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	*新規	基準書の改訂
第7章	トンネル（矢板）	第7章	トンネル（矢板）	1	
		第6節	インバート工	*移動	トンネル（NATM）6編インバート6-6-6から移動
		7-6-1	一般事項	*移動	
			本節は、インバート工としてインバート掘削工、インバート本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。	*移動	
		7-6-2	材 料	*移動	
			インバートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書によるものとする。	*移動	
		7-6-3	インバート掘削工	*移動	
			インバート掘削工の施工については、第10編6-6-3インバート掘削工の規定によるものとする。	*移動	
		7-6-4	インバート本体工	*移動	
			インバート本体工の施工については、第10編6-6-4インバート本体工の規定によるものとする。	*移動	
		第7節	坑内付帯工	*移動	
		7-7-1	一般事項	*移動	
			本節は、坑内付帯工として箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。	*移動	
		7-7-2	材 料	*移動	
			地下排水工に使用する配水管は、JIS A 5303（遠心力鉄筋コンクリート管）及びJIS K 6748（高密度ポリエチレン管）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	*移動	
		7-7-3	箱抜工	*移動	
			箱抜工の施工については、第10編6-7-3箱抜工の規定によるものとする。	*移動	
		7-7-4	裏面排水工	*移動	
			裏面排水工の施工については、第10編6-7-4裏面排水工の規定によるものとする。	*移動	
		7-7-5	地下排水工	*移動	
			地下排水工の施工については、第10編6-7-5地下排水工の規定によるものとする。	*移動	
第14章	道路維持	第12章	道路維持		
第1節	適 用	第1節	適 用		

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
1.	本章は、道路工事における、舗装維持工、道路付属物復旧工、構造物補修工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、撤去物処理工その他これらに類する工種について適用するものとする。	1.	本章は、道路工事における舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。	変更	工種体系の変更により条文修正
第3節	舗装維持工	第3節	舗装工	変更	工事工種体系の変更
14-3-1	一般事項	12-3-1	一般事項		
1.	本節は、舗装維持工としてコンクリート舗装補修工、アスファルト補修工その他これに類する工種について定めるものとする。	1.	本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定めるものとする。	変更	工種体系の変更により条文修正
		12-3-11	グルーピング工	*新規	工事工種体系の変更
		1.	請負者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議することとする。	新規	
		2.	請負者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	新規	
		3.	グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。	新規	
		4.	請負者は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	新規	
		5.	請負者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	新規	
第5節	構造物補修工			削除	工種体系の変更により条文削除
14-5-1	一般事項			削除	同上
1.	本節は、構造物補修工としてクラック補修工、目地補修工、漏水補修工、欠損部補修工、部材補修工、部材塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。			削除	同上
2.	請負者は、構造物補修工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。			削除	同上
3.	構造物補修工の施工による養生材の処理は、第6編14-12-2般等運搬処理工の規定によるものとする。			削除	同上
14-6-8	雑作業工			削除	工種体系の変更により条文削除
1.	塵芥処理とは、車道、歩道、横断歩道、地下道等以外の道路用地の塵芥（紙屑、煙草の吸い殻、空きカン等）の清掃作業を行うことを言			削除	工種体系の変更により条文削除
2.	請負者は、塵芥処理の施工については、時期に、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。			削除	工種体系の変更により条文削除
第15章	道路修繕	第13章	道路修繕	1	
第1節	適用	第1節	適用	1	
1.	本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装修繕工、道路構造物修繕工、現場塗装工、トンネル修繕工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	1.	本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	変更	工事工種体系の変更

条文				改訂理	
編章節条	旧・条文構成（平成15年度）	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由
2.	道路土工は第1節第4章道路土工、工場製品輸送工及び仮設工は第1編第3章第8節工場製品輸送工及び第10節仮設工の規定によるものとする。	2.	工場製品輸送工は第3編第2章第8節工場製品輸送工、道路土工は第1編第2章第4節道路土工、軽量盛土工は第3編第2章第11節軽量盛土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	変更	工事工種体系の変更 軽量盛土工・構造物撤去工の追加 第の追加 共通編の改編による変更
3.	本章に定めのない事項については、第1編共通編及び本編1章～12章の規定によるものとする。	3.	本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～9章の規定によるものとする。	変更	共通編の改編による変更
4.	請負者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。	4.	請負者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。		
5.	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急措置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告しなければならない。	5.	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	変更	条文の標題を追加および誤植
第4節	舗裝修繕工	第4節	舗装工	変更	
15-4-1	一般事項	13-4-1	一般事項		
	本節は、舗裝修繕工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生路盤工、路上表層再生工、プレキャストRC舗装版工、歩道舗裝修繕工、その他これらに類する工種について適用するものとする。		本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について適用するものとする。	変更	工種体系の変更により条文修正 「舗裝修繕工」、「舗装工」
第5節	道路構造物修繕工	第5節	排水構造物工	変更	15) 県版 道路改良-道路構造物修繕工から移動
15-5-1	一般事項	13-5-1	一般事項		
1.	本節は、道路構造物修繕工として、排水構造物修繕工、防護柵修繕工、標識修繕工、道路付属物施設修繕工、作業土工、一般構造物修繕工、石・ブロック積（張）修繕工、法面修繕工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	1.	本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用するものとする。	変更	工種体系の変更により条文修正
2.	請負者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。	2.	請負者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。		
15-5-2	排水構造物修繕工			削除	
1.	排水構造物修繕工のうち、プレキャストU型側溝、コルゲートブリューム、自由勾配側溝の施工については、第6編1-7-2側溝工の規定によるものとする。			削除	
2.	排水構造物修繕工のうち、管（函）渠型側溝の施工については、第6編1-7-3管渠工の規定によるものとする。			削除	
3.	排水構造物修繕工のうち、集水枘、人孔、蓋の施工については、第6編1-7-4集水枘・マンホール工の規定によるものとする。			削除	
4.	排水構造物修繕工のうち、集水枘地下排水の施工については、第6編1-7-5地下排水工の規定によるものとする。			削除	
5.	排水構造物修繕工のうち、現場打水路、側溝蓋、柵渠の施工については、第6編1-7-7現場打水路の規定によるものとする。			削除	
6.	排水構造物修繕工のうち、L型側溝、管（函）渠型側溝、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管（函）渠の施工については、第6編2-4-2側溝工の規定によるものとする。			削除	
7.	排水構造物修繕工のうち、街渠枘、マンホール、蓋の施工については、第6編2-4-4街渠枘・マンホールの規定によるものとする。			削除	
8.	請負者は、既設側溝の改造のため壁等のはりつけを行う場合には、他の部分を損傷しないようしなければならない。			削除	
9.	請負者は、蓋掛け前に蓋掛け施工区間内のはりつけをおこなわなければならない。			削除	

編章節条		編章節条		改訂理由等	
旧・条文構成（平成15年度）		新・条文構成（平成20年度）		区分	改訂理由
第7編	公園緑地編	第11編	公園緑地編	1	
第2章	植栽	第2章	植栽		
第5節	樹木整止工	第5節	樹木整止工		
2-5-1	一般事項	2-5-1	一般事項		
3.	請負者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議するものとする。	3.	請負者は、発生する剪定枝葉、残材については、 <u>再資源化に努めなければならない</u> 。また、再利用する場合の処理方法については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	変更	剪定された枝葉については、一般廃棄物となるため、建設発生材木材（産業廃棄物）にはならない。協議内容の明確化
第5章	自然育成	第5章	自然育成		
第3節	自然育成植栽工	第3節	自然育成植栽工		
5-3-5	林地育成工	5-3-5	林地育成工		
9.	請負者は、発生木材処分の施工については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、 <u>建設発生木材として処分しなければならない</u> 。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。	9.	請負者は、発生木材処分の施工については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、 <u>再資源化に努めなければならない</u> 。また、再利用する場合の処理方法については、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	変更	間伐された枝葉については、一般廃棄物となるため、建設発生材木材（産業廃棄物）にはならない。協議内容の明確化

条文 編章節条 旧・条文構成(県 平成15年度)		編章節条 新・条文構成(平成20年度)(県 清書版)		改訂理由等	
編章節条		編章節条		区分	改訂理由
第8編	下水道編	第12編	下水道編		
第1章	管路	第1章	管路		
第3節	管きょ工(開削)	第3節	管きょ工(開削)		
1-3-3	管路土工	1-3-3	管路土工		
			<u>3.</u> 請負者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	新規	家屋調査の追加
1-3-4	管布設工	1-3-4	管布設工		
8.	請負者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。	8.	請負者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。		
			<u>(9.)</u> 圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また水圧試験時に継手より漏水した場合は、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。	新規	水圧試験の記述を追加
14.	請負者は、マンホールとの接続にあたり、下記の規定によらなければならない。	14.	請負者は、マンホールとの接続にあたり、下記の規定によらなければならない。		
			<u>(4.)</u> 請負者は、既設マンホールその他地下構造物に入入りする場合には、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。	新規	安全対策の記述を追加
<u>1-3-10</u>	補助地盤改良工	<u>1-3-12</u>	補助地盤改良工		
			<u>6.</u> 請負者は、「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」「(国土交通省)に基づき事前の調査を十分行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。」	新規	「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」「(国土交通省)に基づく追加
<u>7.</u>	請負者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督職員の確認を得なければならない。 1) 工法関係 <u>1.</u> 注入圧 <u>2.</u> 注入速度 <u>3.</u> 注入順序 <u>4.</u> ステップ長 2) 材料関係 1. 材料(購入・流通経路等を含む) 2. ゲルタイム 3. 配合	<u>8.</u>	請負者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督職員の確認を得なければならない。 1) 工法関係 <u>1.</u> 注入量 <u>2.</u> 注入本数 <u>3.</u> 注入圧 <u>4.</u> 注入速度 <u>5.</u> 注入順序 <u>6.</u> ステップ長 2) 材料関係 1. 材料(購入・流通経路等を含む) 2. ゲルタイム 3. 配合	変更	確認項目の追加
第9節	取付管およびます工	第9節	取付管およびます工		
1-9-4	ます設置工	1-9-4	ます設置工		
			<u>3.</u> 請負者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し、自治体が定める排水管の内径及び勾配を考慮しなければならない。	新規	ます設置における留意点の追加

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
第 1 0 編 ほ場整備編	第 1 6 編 ほ場整備編	移動
略	略	
第 5 章 暗渠排水	第 5 章 暗渠排水	
略	略	
第 3 節 暗渠排水工	第 3 節 暗渠排水工	
略	略	
5 - 3 - 2 吸水渠工	5 - 3 - 2 吸水渠工	
略	略	
3 . 請負者は配管に当たり、 上流から下流に向かって施工し、 各連結部を円滑に接合しなければならない。 また、溝底部が凹凸蛇行しないよう施工しなければならない。	3 . 請負者は配管に当たり、 下流から上流に向かって施工し、 各連結部を円滑に接合しなければならない。 ただし、自動埋設機械を使用する場合の埋設方向はこの限りでない。 また、溝底部が凹凸蛇行しないよう施工しなければならない。	変更 陶管の使用実績が多い県内の 実情に合わせた。
略	略	

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
第 1 1 編 農用地造成編	第 1 7 編 農用地造成編	移動
第 1 章 農用地造成	第 1 章 農用地造成	
略	略	
	第 3 節 基盤工	新設
1 - 4 - 2 暗渠排水工		削除
	1 - 3 - 5 法面排水工	新設 法面の浸食防止のための小段排水の設置について、新規で追加。
	請負者は、切土法面及び盛土法面の小段には降雨等による法面浸食防止のため、設計図書に基づき鉄筋コンクリート二次製品水路等を設置しなければならない。	新設
略	略	
	第 5 節 畑面工	新設 畑面の降雨等による浸食防止、背後地からの浸透委水対策について新規で追加。
	1 - 5 - 3 畑面保全工	新設
	造成後の降雨等によるほ場面の浸食防止のため、承水路を設計図書に示す位置に等高線とほぼ平行に設置しなければならない。	新設
	1 - 5 - 4 畑面暗渠排水工	新設
	1. 畑面の暗渠排水等の施工については、第 1 6 編第 5 章暗渠排水の規定によるものとする。	新設
	2. 請負者は、設計図書に基づき、造成地区外背後山地からの浸透水を遮断、補足する補水渠を設置するものとする。	新設
	第 6 節 道路工	新設
	略	新設

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
	<u>第 7 節 排水路工</u>	新設
略	略	
	<u>第 8 節 ほ場内沈砂池工</u>	新設
略	略	
	<u>第 9 節 防災施設工</u>	新設
略	略	

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由																								
第13編 開水路・排水路編	第19編 開水路・排水路編	移動																								
第1章 開水路・排水路	第1章 開水路・排水路																									
略	略																									
第3節 開水路・排水路工	第3節 開水路・排水路工																									
略	略																									
1 - 3 - 4 二次製品水路工（L形、大型水路）	1 - 3 - 4 二次製品水路工（L形、大型水路）																									
略	略																									
3 . 農業土木事業協会規格L形ブロックの底版接合鉄筋の継手は、片面全溶接継手とする。また、その溶接長は、 <u>下表のとおりとする。</u>	3 . 農業土木事業協会規格L形ブロックの底版接合鉄筋の <u>主鉄筋</u> 継手は、設計図書で特に示す場合を除き、片面全溶接継手とし、 継手溶接時の熱収縮により水路幅が狭くならないように注意して施工するものとする。 また、その溶接長は、 <u>下表のとおりとする。</u>	変更 現場打部の熱収縮による留意事項を追記。																								
<table border="1"> <tr> <td>鉄筋径</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>D 10</td> <td>D 13</td> <td>D 16</td> </tr> <tr> <td>溶接長さ</td> <td>70以上</td> <td>90以上</td> <td>70以上</td> <td>90以上</td> <td>140以上</td> </tr> </table>	鉄筋径	9	13	D 10	D 13	D 16	溶接長さ	70以上	90以上	70以上	90以上	140以上	<table border="1"> <tr> <td>鉄筋径</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>D 10</td> <td>D 13</td> <td>D 16</td> </tr> <tr> <td>溶接長さ</td> <td>70以上</td> <td>90以上</td> <td>70以上</td> <td>90以上</td> <td>140以上</td> </tr> </table>	鉄筋径	9	13	D 10	D 13	D 16	溶接長さ	70以上	90以上	70以上	90以上	140以上	
鉄筋径	9	13	D 10	D 13	D 16																					
溶接長さ	70以上	90以上	70以上	90以上	140以上																					
鉄筋径	9	13	D 10	D 13	D 16																					
溶接長さ	70以上	90以上	70以上	90以上	140以上																					
なお、農業土木事業協会規格以外の製品を使用する場合の <u>底版接合鉄筋の継手の施工方法については、監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</u>	なお、農業土木事業協会規格以外の製品を使用する場合、 <u>底版接合鉄筋の継手の施工方法については、監督職員と協議し、承諾を得るものとする。</u>																									
略	略																									
	第4節 合流工	新設																								
	略																									
	第5節 水路付帯工	新設																								
	略																									
	第6節 耕地復旧工	新設																								
	略																									
	第7節 道路復旧工	新設																								
	略																									
	第8節 水路復旧工	新設																								
	略																									

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由
第14編 地すべり防止編	第20編 地すべり防止編	移動
第1章 地すべり防止	第1章 地すべり防止	
略	略	
	第4節 排土盛土工	新設
	略	
	1-4-7 かご工	新設 かご工の留意事項を新規で追加。(じゃかごとふとんかごを区別して表現)
	<u>1. 請負者は、かご工の継かごを行う場合、施工の順序、継目の位置及び継目処理について施工計画書に記載しなければならない。</u>	新設
	<u>2. 請負者は、布設に当たり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石の際、法肩及び法尻の屈折部が、特に偏平にならないように留意しなければならない。</u>	新設
	<u>3. 請負者は、詰石後、かごを形成するものと同一規格の鉄線をもって、開口部を緊結しなければならない。</u>	新設
	<u>4. 請負者は、水中施工など特殊な場合について、その施工方法について施工計画に記載しなければならない。</u>	新設
	<u>5. 請負者は、堅固で風化その他の影響を受けにくい良質なもので、網目よりも大きなものを、詰石材として使用しなければならない。</u>	新設
	<u>6. 請負者は、外周りになるべく大きい石を選び、かごの先端から逐次詰め込み、空隙が少なくなるように充填しなければならない。</u>	新設
	<u>7. 請負者は、じゃかご間の連結について、設計図書に示すほか、法長1mごとにじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。</u>	新設
	<u>8. 請負者は、じゃかごの中詰め用ぐり石について、15cm～25cmのもので、じゃかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</u>	新設

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
	<p>9. <u>請負者は、じゃかごの詰石について、じゃかごの先端から石を詰込み、外周りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平しないようにしなければならない。</u></p>	新設
	<p>10. <u>請負者は、じゃかごの布設について、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。</u></p>	新設
	<p>11. <u>請負者は、じゃかご連結について、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。</u></p>	新設
	<p>12. <u>請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。</u></p>	新設
	<p>13. <u>請負者は、ふとんかご、その他の異形かごについて、本 項 1 から 5 に準じて施工しなければならない。 50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</u></p>	新設

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
第 1 5 編 管路・畑かん施設編	第 2 1 編 管路・畑かん施設編	移動
第 1 章 管路・畑かん施設	第 1 章 管路・畑かん施設	
略	略	
第 3 節 管路土工	第 3 節 管路・畑かん施設土工	変更(工種体系に統一)
略	略	
	1 - 3 - 2 作業土工	新設
	作業土工は、 第 3 編 2 - 3 - 3 作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定によるものとする。	新設 管路掘削工・埋戻工は、第 3 編を準用することとし、作業土工を新規で追加。
1 - 3 - 2 管路掘削工		削除 管路掘削工は、第 3 編を準用。
略		削除
1 - 3 - 3 管路埋戻工		削除 管路埋戻工は、第 3 編を準用。
略		削除
第 5 節 管基礎工	第 4 節 管基礎工	移動
略	略	
1 - 5 - 2 砂基礎工	1 - 4 - 2 砂基礎工	移動
砂基礎工の施工については、 第 8 編 1 - 3 - 5 管基礎工 (砂基礎) の規定によるものとする。	<u>1. 請負者は、砂基礎部の床掘り後石礫等を除去するとともに、砂基礎が設計図書に示す形状となるように不陸を修正し、十分締固めを行い、砂基礎が管全体を均一に支持するよう留意しなければならない。特に、管の接合部には、鉛直荷重を集中するような状態を生じさせてはならない。</u>	変更 第 8 編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。
	略	

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 15 年度施行共通仕様書	平成 20 年度施行共通仕様書	改訂理由
1 - 5 - 3 コンクリート基礎工	1 - 4 - 3 コンクリート基礎工	移動
コンクリート基礎工の施工については、 <u>第8 編1 - 3 - 5 管基礎工（コンクリート基礎）の規定によるものとする。</u>	<u>1 . 請負者は、コンクリートが管底付近等の外周面に完全に行き渡るよう十分付き固めなければならない。</u>	変更 第 8 編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。
	略	
第 4 節 管布設工	第 5 節 管布設工	移動
1 - 4 - 1 一般事項	1 - 5 - 1 一般事項	移動
略	略	
	(運搬及び保管)	新設
2 . 保管・取扱いは、 <u>第8 編第1 - 3 - 4 管布設工（保管・取扱い）の規定によるものとする。</u>	<u>2 . 請負者は、管及び付属品の積み下ろしに際し、放り投げ、引き下ろし等によって、管に衝撃を与えてはならない。特に、管の両端接続部、塗覆装部は、損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱いは慎重に行わなければならない。</u>	変更 第 8 編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。
	略	
1 - 4 - 2 管布設工		削除（一般事項へ移動）
	(布設接合)	新設
<u>1 . 請負者は、管の布設に当たり、常に標高及び配管延長の測量を行い、布設に錯誤を来さないようにしなければならない。</u> <u>2 . その他は、第8 編第1 - 3 - 4 管布設工（管布設）の規定によるものとする。</u>	<u>6 . 請負者は、管の布設に先立ち管割図に管番号を記載し事前に監督職員の承諾を得るとともに、管布設時には、管体にも同じ番号をマーキングし施工するものとする。なお、布設にともない管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成し監督職員に提出するものとする。</u>	変更 第 8 編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。
	略	
1 - 4 - 3 硬質塩化ビニル管工	1 - 5 - 2 硬質塩化ビニル管工	移動
硬質塩化ビニル管工の施工については、 <u>第8 編第1 - 3 - 4 管布設工（硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管）の規定によるものとする。</u>	<u>1 . 請負者は、接合に先立ち、管端外面の全周をヤスリ、ナイフ等で 2 mm 程度面取りしなければならない。なお、管を切断した場合は、管端内面も面取りしなければならない。</u>	変更 第 8 編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。
	略	
1 - 4 - 4 強化プラスチック複合管工	1 - 5 - 3 強化プラスチック複合管工	移動
	(強化プラスチック複合管)	新設
強化プラスチック複合管工の施工については、 <u>第8 編1 - 3 - 4 管布設工（硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管）の規定</u>	<u>1 . 接合は、正接合を原則とし、接合部分に専用の滑剤を塗布し、砂、土、ごみなどが付着せず、ゴム輪が適正な状態</u>	変更 第 8 編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。

島根県公共工事共通仕様書 H20版 新旧対照表

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由
<u>によるものとする。</u>	<u>で適正な位置にくるようにしなければならない。また、滑剤は、専用のものを適量使用し、ゴム輪の材質を劣化させるグリース等の油類を使用しなければならない。</u>	
	略	
1 - 4 - 5 ダグタイル鑄鉄管工	1 - 5 - 4 ダグタイル鑄鉄管工	移動
	(ダグタイル鑄鉄管)	新設
<u>ダグタイル鑄鉄管工の施工については、第8編1 - 3 - 4 管布設工(鑄鉄管)の規定によるものとする。</u>	<u>1. 接合は、本章1 - 5 - 3 強化プラスチック複合管工に準じるものとする。</u>	変更 第8編を準用していたが、今回内容を充実させ、詳細に明記。
	略	
	1 - 5 - 5 鋼管工	新設
	(工場製作(製作))	新設
	<u>1. 請負者は、直管、テーパ付き直管、鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の工場製作に当たり製作図書を提出して、監督職員の承諾を得るものとする。</u>	新設
	略	
1 - 4 - 6 弁類設置工	1 - 5 - 6 弁類設置工	移動
<u>請負者は、設計図書に基づいて、弁類の設置を行わなければならない。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議しなければならない。</u>	<u>1. 請負者は、弁類の設置に当たり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、本章第9節防食対策工の規定によるものとする。</u>	変更 弁類の設置について、塗装仕様の追加等内容を充実。
	略	
	第9節 防食対策工	新設
	略	
	1 - 9 - 2 防食対策工	新設
	<u>1. コンクリート中の鉄筋と金属管(鋼管、ダグタイル鑄鉄管及びバルブ類を含む)とは接触させてはならない。また管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態等との絶縁状態を確認するものとする。</u>	新設 コンクリート中の鉄筋と金属管等との接触による防食について新規で追加。
	略	

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
第 1 8 編 ため池編	第 2 4 編 ため池編	移動
第 1 章 ため池	第 1 章 ため池	
略	略	
第 3 節 堤体工	第 4 節 堤体工	移動
1 - 3 - 2 掘削工	1 - 4 - 4 掘削工	移動
	掘削工の施工については、第 1 編 2 - 3 - 2 掘削工の規定によるものの他、次の規定によるものとする。なお、 <u>計画基礎地盤標高に達する前に地盤の支持力試験を行い、地盤改良の要否を検討するものとする。また、試験結果により地盤改良が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。</u>	新設 基礎地盤の地盤改良について新規で追加。
	<p><u>(1) 掘削は(切取り)は、設計図書に基づきできる限り上部から不陸のないよう施工しなければならない。また、掘削中に土質の著しい変化のある場合、又は予期しない埋設物を発見した場合、直ちに監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 法面は、定められた勾配に凹凸のないよう仕上げなければならない。</u></p> <p><u>(3) 湧水箇所については、地山の安定に注意し、施工中の排水を処置しながら施工しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 掘削に当たり必要な断面を確保するとともに、極力過掘りを避けるものとする。過掘となった場合、地山と同等若しくは良質な材料を用いて第 1 編 2 - 3 - 3 盛土工に準じて埋戻さなければならない。</u></p> <p><u>(5) 基礎地盤について指定された支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>(6) 岩石掘削を行う場合、その掘削方法について施工計画書に記載しなければならない。また、岩石切取り箇所における、法の仕上がり面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。</u> <u>万一、誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</u></p>	新設 基礎地盤の支持力不足等への対応について新規で追加。

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
	<p><u>(7) 発破を行う場合、安全のため岩石が飛散しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近い場合、設計図書に示す防護柵等を施工しなければならない。</u> <u>なお、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	
<p><u>1 . 請負者は、堤敷の表土を取り除くと同時に、草木根・腐植土・転石等を除去し、岩くず等のないよう清掃しなければならない。</u></p>		削除（一般事項へ移動）
<p><u>2 . 請負者は、掘削終了後監督職員の確認を受けなければならない。</u></p>		削除
<p><u>3 . 請負者は、遮水性ゾーン接触面は、著しい凸凹は避け、突出した岩は取り除かなければならない。</u></p>		削除（掘削工へ移動）
<p><u>4 . 請負者は、表土及び掘削の不良土は、監督職員の指示する場所に処理しなければならない。</u></p>		削除（一般事項へ移動）
<p><u>5 . 請負者は、湧水のある場合には、これを完全にしゃ断閉そくするものとし、その施工方法を監督職員と協議しなければならない。</u></p>		削除（掘削工へ移動）
略	略	
	<u>1 - 4 - 9 掘削土の流用工</u>	新設 掘削土を流用する場合の取扱を新規で追加。
	<p><u>1 . 掘削土を築堤材料へ流用する場合、設計図書によるものとする。</u></p>	新設
	<p><u>2 . 掘削に先立ち掘削土の盛立材料への流用の適否を検討するために掘削箇所の試掘を行うとともに土質試験を実施し、その試験結果を監督職員に提出するものとする。なお、試験項目については監督職員の指示によらなければならない。</u></p>	新設
	<u>1 - 4 - 1 0 掘削土の搬出工</u>	新設
	<p><u>1 . 泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準（案）の第 4 種建設発生土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。</u> <u>なお、第 4 種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するもの</u></p>	新設 泥土を搬出する場合の土質基準を定義し、取扱を新規で追加。

島根県公共工事共通仕様書 H20版 新旧対照表

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由
	<u>とする。</u>	
	<p><u>2. 泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」を満たしていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</u></p>	新設
	<u>1-4-11 堤体盛立工</u>	新設
	<p><u>1. 築堤用土の採取及び搬入について、1日計画盛土量程度とし、降雨、降雪その他の事由により盛土を中断し、搬入土が余る場合、覆いなどを施して過湿あるいは乾燥土とならないよう処置しなければならない。</u></p>	新設 堤体の盛立について、留意事項等を新規で追加。
	略	
	<u>第5節 地盤改良工</u>	新設 地盤改良工について、新規で追加。
	<u>1-5-1 一般事項</u>	新設
	略	
	<u>1-5-2 浅層改良工</u>	新設
	略	
	<u>1-5-3 深層改良工</u>	新設
	略	
	<u>第9節 浚渫工</u>	新設 浚渫土の取扱について、新規追加。
	<u>1-9-1 一般事項</u>	新設
	<p><u>本節は、浚渫工として、土質改良工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</u></p>	新設
	<u>1-9-2 土質改良工</u>	新設
	<p><u>1. 浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成すると共に、監督職員の確認を受けなければならない。</u></p>	新設
	<p><u>2. 泥土の改良について、その施工方法等を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。</u></p>	新設

島根県公共工事共通仕様書 H20 版 新旧対照表

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
	<p><u>3 . 固化材により泥土の改良を行う場合、所定の添加量となるようにヤードを決めバックホウ等で固化材を散布するものとする。</u></p>	新設
	<p><u>4 . 固化材による泥土の改良について、バックホウ等により所定の深さまで泥土と固化材を混合・攪拌するものとし、目視による色むらがなくなるまで行うものとする。</u></p>	新設
	<p><u>5 . 固化材を混合・攪拌した後、バックホウ等により改良土を均すものとする。</u></p>	新設
	<p><u>6 . 設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。</u></p>	新設
	<p><u>7 . 工事着手前に室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	新設
	<p><u>8 . セメント系固化材により改良する場合、浸透流出水の pH を測定するものとする。なお、測定方法等については、監督職員の指示を受けるものとする。</u></p>	新設
	<p><u>9 . 泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準（案）の第 4 種建設発生土相当以上（コーン指数（qc）が 200 kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（qu）が 50 kN/m²以上）に改良しなければならない。</u> <u>なお、第 4 種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p>	新設
	<p><u>10 . 浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」を満たしていることを確認するものとする。</u> <u>なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</u></p>	新設

平成 1 5 年度施行共通仕様書	平成 2 0 年度施行共通仕様書	改訂理由
第 1 9 編 施設機械設備及び電気通信設備編	第 2 5 編 施設機械設備及び電気通信設備編	移動
第 1 章 施設機械設備及び電気通信設備	第 1 章 施設機械設備及び電気通信設備	
第 1 節 適 用	第 1 節 適 用	
略	略	
<p>本章に特に定めない事項については、第 1 編共通編の規定によるものとする。</p>	<p><u>2 . 本章に特に定めない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定によるものとする。</u> <u>なお、段階確認については第 1 編共通編 1 - 1 - 6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等によるものとするが、種別、確認時期等は下記のとおりとする。</u> <u>(1) 段階確認の種別、確認時期等は、「一般監督」の出来形確認にあつては施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）の「直接測定による出来形管理」の分類 A、品質確認にあつては同基準「品質管理」の分類 A によるものとする。</u> <u>(2) 「重点監督」の場合は、表 1 - 1 に掲げる確認を前項と併せ実施するものとする。</u></p>	<p>新規 段階確認に関する事項を明確化。</p>
略	略	
第 3 節 一般事項	第 3 節 一般事項	
1 - 3 - 1 使用機器及び材料		削除（第 4 節へ移動）
	<p><u>請負者は、本体工事着手前に設計図書に基づき、実施仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図を作成し、監督職員にこれらの提出し承諾を受けなければならない。</u> <u>「実施仕様書」とは、設計図書に基づき、請負者が仕様を明確にするために作成する書面をいい、「計算書」とは、設計図書に基づき、請負者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量（必要時）の計算書をいう。また、「詳細図」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。</u></p>	<p>新規 提出書類等の提出根拠の明確化。</p>
略	略	

島根県公共工事共通仕様書 H20版 新旧対照表

成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由
1-3-2 <u>承諾図書</u>	1-3-2 <u>提出図書</u>	変更 提出図書の内容を詳細に明記。
請負者は、次に示す図書を契約締結後監督職員が指定する期日までに作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。なお、監督職員の承諾を受けた後に工事着手するものとする。	請負者は、次の図書を監督職員に提出しなければならない。なお、「 <u>施工図</u> 」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作及び据付上必要となる図面のうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。	変更
<u>(1) 製作据付仕様書</u>	<u>(1) 工事着手前に提出するもの</u> <u>施工計画書</u>	変更
<u>(2) 設計計算書（構造計算書、水理計算書等）</u>	<u>(2) 本体工事着手前に提出し承諾を受けるもの。</u> <u>実施仕様書</u> <u>計算書</u> <u>詳細図</u> <u>その他特記仕様書に記載したもの</u>	変更
<u>(3) 機械設備設計図（構造図、部分詳細図、配置図等）</u>	<u>(3) 工事進捗にあわせて提出するもの。</u> <u>施工管理記録書</u> <u>その他特記仕様書に記載したもの</u>	変更
<u>(4) 電気設備設計図（外観図、単線接続図、展開接続図等）</u>	<u>(4) 工事完成前に提出するもの。</u> <u>完成図書</u> <u>施工図</u> <u>工事写真</u> <u>その他特記仕様書に記載したもの</u>	変更
<u>(5) 据付施工図</u>		削除
<u>(6) 数量計算書（材料（質量）、塗装面積計算書等）</u>		削除
<u>(7) 使用機器一覧表（機器機能証明書を含む）</u>		削除
<u>(8) その他監督職員の指示した図書</u>		削除
1-3-3 <u>届出書</u>		削除
略		削除
	1-3-3 <u>施工計画書</u>	新規
	略	新規
1-3-4 <u>完成図書</u>	1-3-4 <u>完成図書及び施工図</u>	変更
略	略	

島根県公共工事共通仕様書 H20版 新旧対照表

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由
1 - 3 - 5 検査		削除 施工管理基準との重複を避け、削除。
1 . 竣工完成検査又は既済部分検査については、第1編1 - 1 - 25 竣工検査及び1 - 1 - 26 既済部分検査によるほか、次の各項による。		削除
2 . 工事完成検査又は既済部分検査は、契約書類に基づき、工事の実施状況、出来形、品質、各機器の性能及び設備全体の機能について行う。ただし、既済部分検査にあつては、設備全体の機能の検査が困難な場合は、当該検査を省略する。		削除
3 . 非破壊検査は、放射線透過試験、超音波探傷試験及び浸透探傷試験のいずれかによらなければならない。ただし、監督職員の承諾を得たものについてはこの限りでない。		削除
4 . 請負者は、検査に先立ち、必要な試運転・調整を行い、主要機器の試験成績書等を整備し、監督職員に提出しなければならない。なお、試運転・調整の内容については、監督職員の指示によらなければならない。		削除
略	略	
	第4節 機器及び材料	新規（第3節から移動）
	工事に使用する機器及び材料については、 農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定 によらなければならない。	新規 国の基準を準用する。
第4節 共通設備工	第5節 共通施工	変更
1 - 4 - 1 一般事項		削除
本節は、共通施設工における、 <u>製作工</u> 、 <u>据付工</u> 、 <u>溶接</u> 、 <u>ボルト接合工</u> 、 <u>塗装工</u> 、 <u>その他これらに類する工種</u> について定めるものとする。	共通施工における、 <u>工作</u> 、 <u>溶接</u> 、 <u>ボルト接合及びリベット接合</u> 、 <u>塗装</u> 、 <u>防食</u> 、 <u>輸送</u> 、 <u>据付</u> 、 <u>配管</u> 、 <u>電気配線</u> 、 <u>付帯土木工事</u> については、 農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定 によらなければならない。	変更 国の基準を準用する。
略	略	
第5節 用排水機設備製作工	第6節 揚(用)排水ポンプ設備	変更
1 - 5 - 1 一般事項		削除
1 . 本節は、用排水機設備製作工における、 <u>主ポンプ設備工</u> 、 <u>原動機工</u> 、 <u>補助機械設備工</u> 、 <u>付帯設備工</u> 、 <u>電気設備工</u> 、 <u>その他これらに</u>	<u>揚(用)排水機場</u> に設置される主ポンプ設備とその関連設備並びに付属設備については、 農林水産省農村振興局整備部設計	変更 国の基準を準用する。

島根県公共工事共通仕様書 H20版 新旧対照表

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由
類する工種について定めるものとする。	課 施設機械工事等共通仕様書の規定によらなければならない。	
2. 請負者は、第1編1 - 1 - 29 施工管理及び本章第4節共通設備工によるほか本節によらなければならない。		削除
略	略	
第7節 水門扉設備工	第7節 水門設備	変更
水門扉設備工の施工については、第2編第4章水門の規定によるものとする。	ダム用水門設備及び河川・水路用水門設備については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定によらなければならない。	変更 国の基準を準用する。
略	略	
第8節 除塵設備製作工	第8節 除塵設備	変更
1 - 8 - 1 一般事項		削除
1. 本節は、除塵設備製作工における、除塵設備工、電気設備工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	除塵設備とその付帯設備（搬送・貯留設備）については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定によらなければならない。	変更 国の基準を準用する。
2. 請負者は、第1編1 - 1 - 29 施工管理及び本章第4節共通設備工によるほか本節によらなければならない。		削除
略	略	
第10節 水管橋製作工	第9節 水管橋上部工	変更
1 - 10 - 1 一般事項		削除
1. 本節は、水管橋製作工における、水管橋本体工、水管橋付属物工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	水管橋本体と水管橋付属物については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定によらなければならない。	変更 国の基準を準用する。
2. 請負者は、第1編1 - 1 - 29 施工管理及び本章第4節共通設備工によるほか本節によらなければならない。		削除
略	略	
第12節 電気通信設備工	第10節 電気通信設備	変更
電気通信設備工の施工について、国土交通省電気通信設備共通仕様書の規定によらなければならない。	ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等に設置される施設機械設備に付帯する電気設備及び通信設備については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定によらなければならない。	変更 準用する国の基準を変更する。

島根県公共工事共通仕様書 H20版 新旧対照表

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由																																																																							
略	<p>表1-1 施工段階確認工程、内容等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期 (重点監督)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">用排水ポンプ設備 (製作・据付)</td> <td>フラップ弁</td> <td>外形寸法、外観検査 出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td>ソールプレート及び仮ライナー</td> <td>中心線のズレ、高さの精度、水平度 出来形管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主ポンプ</td> <td>軸受温度測定、振動測定</td> <td>品質管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td>回転速度</td> <td>品質管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td>吐出弁</td> <td>開閉時間(電動)、リミットスイッチの作動</td> <td>品質管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td>主原動機用ディーゼル機関ガスタービン</td> <td>回転速度</td> <td>品質管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td>主原動機用電動機</td> <td>電流、電圧、回転速度</td> <td>品質管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td>自家発電設備</td> <td>電流、電圧、周波数、回転速度</td> <td>品質管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td>天井クレーン</td> <td>横行、走行、巻上速度</td> <td>品質管理</td> <td>現地据付時</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">河川・水路用水門設備 (製作)</td> <td colspan="3">(3方水密ローラ-ゲート)</td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離</td> <td>出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td>戸当り</td> <td>戸当り高さ</td> <td>出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4方水密ローラ-ゲート)</td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離</td> <td>出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td>戸当り</td> <td>戸当り高さ、基準点对角長の差</td> <td>出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(シェル構造ローラ-ゲート)</td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>扉体の全幅、主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、水密幅、吊金物中心間距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離</td> <td>出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> <tr> <td>戸当り</td> <td>底部戸当りの中心と主ローラレール踏面の距離、全長、重構造部、軽構造部、取外し部</td> <td>出来形管理</td> <td>工場製作時</td> </tr> </tbody> </table>	種別	確認内容	確認時期 (重点監督)	用排水ポンプ設備 (製作・据付)	フラップ弁	外形寸法、外観検査 出来形管理	工場製作時	ソールプレート及び仮ライナー	中心線のズレ、高さの精度、水平度 出来形管理	現地据付時	主ポンプ	軸受温度測定、振動測定	品質管理	工場製作時	回転速度	品質管理	現地据付時	吐出弁	開閉時間(電動)、リミットスイッチの作動	品質管理	現地据付時	主原動機用ディーゼル機関ガスタービン	回転速度	品質管理	現地据付時	主原動機用電動機	電流、電圧、回転速度	品質管理	現地据付時	自家発電設備	電流、電圧、周波数、回転速度	品質管理	現地据付時	天井クレーン	横行、走行、巻上速度	品質管理	現地据付時	河川・水路用水門設備 (製作)	(3方水密ローラ-ゲート)			扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時	戸当り	戸当り高さ	出来形管理	工場製作時	(4方水密ローラ-ゲート)			扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時	戸当り	戸当り高さ、基準点对角長の差	出来形管理	工場製作時	(シェル構造ローラ-ゲート)			扉体	扉体の全幅、主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、水密幅、吊金物中心間距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時	戸当り	底部戸当りの中心と主ローラレール踏面の距離、全長、重構造部、軽構造部、取外し部	出来形管理	工場製作時	<p>新規 「重点監督」の種別、確認時期を新規で追加。</p>
	種別	確認内容	確認時期 (重点監督)																																																																						
用排水ポンプ設備 (製作・据付)	フラップ弁	外形寸法、外観検査 出来形管理	工場製作時																																																																						
	ソールプレート及び仮ライナー	中心線のズレ、高さの精度、水平度 出来形管理	現地据付時																																																																						
	主ポンプ	軸受温度測定、振動測定	品質管理	工場製作時																																																																					
		回転速度	品質管理	現地据付時																																																																					
	吐出弁	開閉時間(電動)、リミットスイッチの作動	品質管理	現地据付時																																																																					
	主原動機用ディーゼル機関ガスタービン	回転速度	品質管理	現地据付時																																																																					
	主原動機用電動機	電流、電圧、回転速度	品質管理	現地据付時																																																																					
	自家発電設備	電流、電圧、周波数、回転速度	品質管理	現地据付時																																																																					
	天井クレーン	横行、走行、巻上速度	品質管理	現地据付時																																																																					
	河川・水路用水門設備 (製作)	(3方水密ローラ-ゲート)																																																																							
扉体		主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時																																																																					
戸当り		戸当り高さ	出来形管理	工場製作時																																																																					
(4方水密ローラ-ゲート)																																																																									
扉体		主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時																																																																					
戸当り		戸当り高さ、基準点对角長の差	出来形管理	工場製作時																																																																					
(シェル構造ローラ-ゲート)																																																																									
扉体		扉体の全幅、主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、水密幅、吊金物中心間距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時																																																																					
戸当り	底部戸当りの中心と主ローラレール踏面の距離、全長、重構造部、軽構造部、取外し部	出来形管理	工場製作時																																																																						
略	略																																																																								

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改正理由等	
		区分	改正理由
第2.0編 林道編	第2.6編 林道編	変更	改訂による再編
第1章 開設	第1章 開設		
第1.2節 小型水路工	第1.1節 排水構造物工		
	1-11-9 コルゲートパイプ工	新規	
	1 請負者は、コルゲートパイプ布設の基床及び土被りについて、設計図書に基づき所定の寸法に仕上げなければならない。また、基床は、砂質土又は砂を原則とし、軟弱地盤の場合は、不等沈下等が起きないように十分注意しなければならない。	新規	
	2 請負者は、コルゲートパイプの組立に当たっては、所定寸法、組立順序に従ってボルトを内面から固く締付けるものとする。また、埋戻しの後もボルトを点検し、緩んだものがあれば締め直しをしなければならない。	新規	
	3 請負者は、コルゲートパイプの直径が1mを超える場合には、盛土又は埋戻しの際に、局部変形を生じないように仮支柱を施工する等の処置を講じなければならない。	新規	
	4 請負者は、コルゲートパイプの裏込め土を十分締めなければならない。特にパイプと基床とが接する管底細部は、突き棒などを用いて入念に締めなければならない。	新規	
	5 その他のたわみ性暗きよについては、前各項に準じて施工するものとする。	新規	
	6 請負者は、盛土中央部が盛土端部に比べて圧密沈下が大きくなる箇所は、盛土中央部を上げ越して床拵えしなければならない。	新規	
	7 請負者は、集水工及び流末工を設けない場合の呑口・吐口は、地山又は巻き込みとなじみよく取付け、洗掘等を生じないようにしなければならない。	新規	

平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由等	
		区分	改訂理由
第21編 治山編	第27編 治山編		
第1章 治山ダム	第1章 治山ダム		
第4節 コンクリートダム工	第3節 コンクリートダム工		
1-4-3 コンクリートダム本体工	1-3-4 コンクリートダム本体工		
<u>コンクリートダム本体工の施工については、第4編1-4-3コンクリートダム本体工の規定によるものとする。</u>		削除	内容を新設記述するため削除
	<u>1. 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。</u>	新規	砂防編より移行(砂防編1-6-4コンクリート堰堤本体工の内容を一部修正し新設する。)
	<u>2. 請負者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。</u>	新規	同上
	<u>3. モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。</u>	新規	同上
	<u>4. 請負者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くとともに清掃しなければならない。 なお、ダム完成後、改築や修繕に伴い嵩上げや腹付けを行う場合は、チッピング等を行い、表面を粗にして、新しいコンクリートが密着するように処理しなければならない。</u>	新規	同上
	<u>5. 請負者は、伸縮継目以外の鉛直打継目については、コンクリートを打ち継ぐ前に原則としてチッピングを行わなければならない。</u>	新規	同上
	<u>6. 請負者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。</u>	新規	同上
	<u>7. 請負者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。</u>	新規	同上
	<u>8. 請負者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。</u>	新規	同上
	<u>9. 1リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。</u>	新規	同上
	<u>10. 請負者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。</u>	新規	同上
	<u>11. 請負者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。</u>	新規	同上
	<u>12. 請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。</u>	新規	同上
	<u>13. 請負者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。</u>	新規	同上
	<u>14. 打ち込み計画については、施工計画書に下記事項を明示しなければならない。</u>	新規	同上
	<u>(1) 打ち込みブロック割</u>	新規	同上
	<u>(2) 打ち込み順序</u>	新規	同上
	<u>(3) 打ち込み月日</u>	新規	同上
	<u>(4) 打ち込み方法</u>	新規	同上

島根県公共工事共通仕様書(治山編) H20年度版 新旧対照表

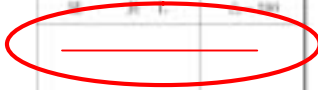
平成15年度施行共通仕様書	平成20年度施行共通仕様書	改訂理由等	
		区分	改訂理由
	15. 主ダムと水叩き垂直壁、副ダムの施工順序は、原則として次の順序によらなければならない。	新規	同上
	(1) 主ダムを施工する。	新規	同上
	(2) 垂直壁または副ダムを施工する。	新規	同上
	(3) 側壁を施工後、水叩工を施工する。	新規	同上
	16. 伸縮継目は、設計図書で指定した場合のほか、次号によらなければならない。	新規	同上
	(1) 継ぎ目の位置は、せん断力の小さい位置に設けるが、重力式コンクリートダムではダム軸に直角方向に、アーチ式コンクリートダムでは半径方向に設けることを原則とする。	新規	同上
	(2) 伸縮継目の止水版は、継ぎ目に直角に設置し、ダム上流側から30cm内側の位置に設ける。 また、止水版はダム全高を通して設置し、途中で切断しないこと。 なお、工事中あるいは継続工事等で露出している部分は、直射日	新規	同上
	17. 請負者は、水平打継目には凸・凹形等の継手を設けなければならない。	新規	水平打継目の処理について追加記述
	18. 請負者は、水平打継目の継手については、下記によらなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>(相欠き型)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(凹型)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(凸型)</p> </div> </div>	新規	同上

1) 出来高管理基準(巨石張り・巨石積み)の留意点について


勾配に関する測定項目はありません

理由 多自然川づくりの推進と国土交通省共通仕様書に適合させたため

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編 (見え消版)

編	章	節	目次	工	種	測定項目	規格値
3	3	3	1	巨石張り・巨石積み	護岸工	基準勾配	●土200
						出 発 点	△-200
							

●: 出来形管理基準を計成する。
△: 設計図等も参照し設計勾配と比較し算出するように管理

測定基準	測定箇所	備考
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 30m) につき 1箇所、延長 40m (又は 30m) 以下のものは1箇所 につき 1箇所。		

多自然型護岸工に使用する巨石積(張)工には、法勾配の管理がありません

巨石積(張)工(多自然型護岸工)の施工イメージ



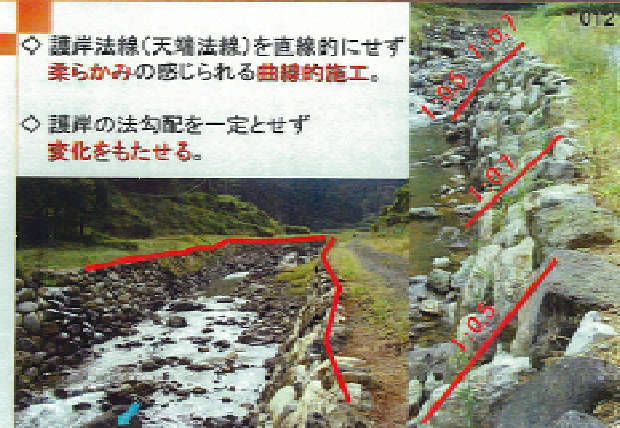
巨石の使い分けと 深目地施工



019

- ◇ 水衝部には大きな転石を配置 する。
- ◇ 石の大小を使い分け する。
- ◇ 布積にならないように施工し、石どうしの 接点を多くする。
- ◇ 護岸の正面からコンクリートが見えないよう施工する。
(空積に見えるよう工夫し周辺環境になじませる。)

曲線的施工《 変化をつける 》



012

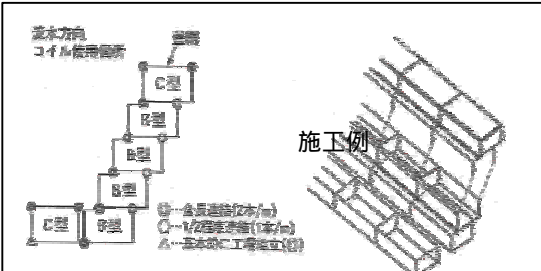
- ◇ 護岸法線(天端法線)を直線的にせず 柔らかみの感じられる曲線的施工。
- ◇ 護岸の法勾配を一定とせず 変化をもたせる。

2) 工事特記仕様書(平成20年4月8日付け技第6号)の改定について

かごマット工・吸い出し防止シート工の全面改定について
中部地整の共通仕様書を参考に、主に下記事項について
改定をしました

- ・かごマット間の連結方法と施工例を追記
- ・合成樹脂被覆(ポリエチレン系)の品質及び規格を追加
- ・写真管理の提出頻度を追加

連結方法
側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部: 接続長の全長を連結する
その他の部分: 接続長の1/2以上(1本/m)を連結



流水方向
コイル使用箇所

施工例

流水方向に直列な部分の連結
・変形による、1区間の最上段、最下段間、全長
連結とし、それ以外は、1/2幅連結とする。

